

第1日目（3月3日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田清 書記 樋口晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行
企画財政課 財政管財係長	福田博治		

午前10時 開会

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。

本会議前ですけれども、皆さんにお願いがあります。御存じのように、去る2月19日に御逝去されました松尾道代議員の御功績をたたえるとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。黙禱を捧げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

起立願います。黙禱。

（黙禱）

○議長（川田保則君）

お直りください。ありがとうございました。

ただいまから平成28年第1回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

これから諸般の報告を行います。

例月現金出納検査の結果報告及び定期監査報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 大久保進議員、12番 中村與弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 町長の施政方針及び提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成28年第1回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、本日提出しました、平成28年度各会計の予算及びその他の議案について、御説明申し上げます。

私は町長就任以来、これまで町政の基本理念として、開かれた町政のもと、「至誠実行、不易流行、温故創新」を掲げ、常に町民皆様が安心して希望が持てるまちづくりを目指して、推進してまいりました。

この間、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、町政全般にわたって御理解と御支援、御協力を賜り、おかげさまで事務事業が円滑に推進しておりますことに心から感謝申し上げますとともに、平成28年度は5期目の中間年に当ることから、22全自治会をお訪ねし、広く町民の皆様の町政に対する御意見を伺うために、6月議会終了後に町政報告会を開催するよう計画しております。

ことは、上波佐見町と下波佐見村が昭和31年6月1日に合併し、波佐見町が誕生してから60年、人に例えれば、還暦の記念すべき節目の年を迎えます。6月5日日曜日には記念式典を開催することとしており、そのほかにも1年を通してさまざまな行事を計画しているところであります。その先陣を切るはずだった第60回波佐見一周駅伝大会が大雪のために中止となりましたことは、大会史上初めてのことであり、まことに残念でありました。

波佐見町は、これまで400年の歴史と伝統を誇る全国屈指の「やきものの町」として、また「近代的営農の町」として繁栄と進歩を遂げてまいりました。この着実な歩みは、先人のたゆまぬ努力と英知、それに町民皆様の深い郷土愛によるものであり、深く感謝申し上げます。

す。

バブル経済崩壊後、厳しい時代を迎えましたが、官民一体となって波佐見町活性化のために地道に取り組んできた結果、地場産業である窯業・農業の振興、観光の振興、企業誘致による雇用の確保等がその成果としてあらわれてきており、まことに喜びにたえないところがあります。

特に窯業につきましては、「時代とともに進化する波佐見焼」をコンセプトに、これまで業界と行政が一体となって取り組んできたさまざまな施策が功を奏し、波佐見焼の知名度向上が図られ、波佐見焼を求めるお客様が九州をはじめ全国各地から訪れるようになり、売り上げも徐々にではありますが、向上しているところあります。

農業につきましては、農業就農者の高齢化や農地の荒廃など、農業を取り巻く環境は厳しさを増していますが、「人づくり・土づくり」を基本として、認定農業者の育成や新規就農者の確保、集落営農組織の育成、中山間地農産物の6次産業化等を推進しており、それらの成果も徐々に出ていているところでもあります。

また、観光につきましては、「つんの一で波佐見 陶農の里」として、窯業、農業の体験、町内各地で開催される祭りやイベント、それに温泉「湯治楼」を組み合わせたさまざまなメニューと、昨年開業しました2軒のホテルにより多くの観光客が来町し、にぎわいを見せています。

また、地域の活性化のために制度化された地域おこし協力隊は、現在3名の隊員が、これまで新商品の開発や本町の情報発信に目覚ましい活躍を遂げており、7月には3年目を迎えますので、さらなる活躍を期待するものであります。

このように本町は年々進化しており、これから社会を担っていく若い人たちが、将来を見据え、夢を持って生活ができるよう、職員一丸となって気を引き締め、さらなる波佐見町活性化のために全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、日本の経済は、中国の景気減速や原油安の影響で円高株安の状況が続いており、国においては、「1億総活躍社会」実現を主な柱とする3.3兆円の平成27年度補正予算を組み、新年度予算とともにアベノミクス効果が隅々まで及ぶよう取り組んでいるところでもあります。しかし、早期にデフレ脱却を図るために日銀が初めて導入したマイナス金利政策は、世界的な金融不安に飲み込まれ、不安定な状況が進んでいるところであり、まことに憂慮にたえないところでもあります。

また、人口減少が続く中、将来、日本の経済が委縮し、先進国の中でその存在感が危惧されることから、日本の再生をかけ、人口減少の克服と地域の活性化に向け、「まち・ひと・しごと創生」、いわゆる地方創生により地方の再生を強力に推進することとしており、本町においては、これまで既に活性化に向けて取り組みは行ってきていますが、さらなる波佐見町創生に向けて波佐見町まち・ひと・しごと創生推進協議会を設置し、各界各層の方々の御意見を伺い、2060年人口を1万1,000人と推計し、平成31年度を目標とする「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を3月末の公表に向けて策定中であります。

平成28年度の国の予算については、現在、国会において審議されており、補正予算とともに、国の政策を十分見極めながら、最大限生かすよう取り組んでまいります。

一方、本町の財政状況については、これまでの行財政改革により、その成果があらわれてきておりますが、引き続き、健全財政の堅持に努めてまいります。特に、歳入面では、これまで町税等の滞納徴収に積極的に取り組んできた結果、県内でもトップの徴収率を誇るようになり、今後も引き続き、新たな滞納が生じないように精力的に徴収率向上を図ってまいります。

また、新たな財源として、企業誘致などによる自主財源の確保に努めるとともに、歳出面では人件費等の義務的経費と起債借り入れを抑制し、少子高齢化が進む社会を見据え、さまざまな住民ニーズに可能な限り対応すべく、取り組んでまいります。

以上のようなことから、将来を見据え、現在の行政需要に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営を強力に推進し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的に配分していく考えであります。

それでは、平成28年度の主要な施策の概要を第5次波佐見町総合計画の施策に従い、御説明申し上げます。

1、快適で住みよいまちづくり。

(1) 環境保全と景観整備。

本町の豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐためには、町民一人一人の自然保護意識の高揚が不可欠であり、自然と調和した快適な生活環境の保全に努める必要があります。

これまでも郷自治会や集団資源回収団体、河川保護団体などの活動によって、地域の環境の維持・向上が図られておりますが、さらに平成27年度には地域に密着した環境づくりを進めることを目的として、「環境美化推進事業」を創設したところであり、今後においても、

地域の環境美化活動へのさらなる支援を充実してまいります。

また、地球温暖化の防止や循環型社会の構築など環境問題に対応するために、ごみの減量化やリサイクル化をより強力で推進するとともに、平成28年度は総合文化会館に太陽光発電施設の設置を行うなど自然エネルギーの活用を図り、温室効果ガスの排出抑制に努めてまいります。

また、景観整備については、良好な景観資源を次世代に引き継ぎ、地域に合った独自の景観形成に関する施策を行うための景観計画を平成27年度に策定し、波佐見町全域を景観計画区域として、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めるために波佐見町景観条例を制定しました。この条例の施行により、一層の景観整備に努めてまいります。

(2) 快適環境づくり。

公営住宅の整備につきましては、江良山団地及び協和団地の改修計画を予定しています。

また、建て替えについては、小石原団地を平成29年度から平成35年までの7年間で計画しており、平成31年度から工事着手の予定です。

次に、上水道・下水道の整備について。

上水道事業は、私たちの生活に欠かすことのできないインフラであり、安全でおいしい低廉な水を安定的に供給するため、日々、水質管理や施設管理を行っています。1月には数十年ぶりの寒波により県内自治体で給水管等の破損により約6万世帯の断水が発生しましたが、幸いにして波佐見町内の断水は避けることができました。

しかし、近年、温暖化等の影響により水道水源の水質悪化が進んでおり、浄水場へ取水できる原水の確保が難しくなっております。このため、浄水能力の増強が急務であり、浄水施設の改善に向けた前処理施設の建設を平成28年度に計画しています。

また、水道施設の老朽化が進む中、健全な事業経営を念頭に置きながら、施設の更新を計画的に進めてまいります。

公共下水道事業は、生活環境の改善と水環境の保全を目的として、事業着手してから20年になり、これまで中央処理区306ヘクタールが整備済みで、下水道普及率では43%、水洗化率では79%となっており、生活環境基盤のかなめとなっています。

引き続き、未整備地区の下水道普及に努める一方、人口減少等に伴う効率的な事業推進を図るため、下水道計画の見直しを行います。

また、下水道事業計画区域外では、浄化槽設置補助事業に取り組んでおり、平成27年度末現在で、設置数が1,260基、普及率にして33%と見込んでいます。快適で衛生的な生活環境を促進するため、トイレの水洗化が短期間にできる浄化槽の普及を一層図ってまいります。

次に、都市基盤の整備について。

西ノ原区画整理事業は、平成9年に国の事業認可を受け進めてきましたが、町の財政事情により、限られた予算の範囲で整備を進めており、平成27年度末での事業進捗率は22.8%となっています。

平成28年度については、排水対策等に伴う区域内の建物移転補償や宅地造成工事等を計画しております。

依然として厳しい財政状況にありますので、今後の事業実施に当たっては、国、県及び地元とも十分協議・調整を図りながら進める考えであります。

2、働く喜びを持てるまちづくり。

(1) 商工業の振興。

まず、窯業の振興について。

国内の地場産業、とりわけ伝統的工芸品産地は、総じて疲弊縮小の中にあると言われて久しい状況です。このような中であって、現在の波佐見焼産地は、他産地と比較すれば、比較的元気で活性化しているとの声を外部からよく耳にします。これは、窯業界の各組織と行政が縦横断的に連携し、顧客の視点に立って発想し、波佐見焼への共感、信頼、価値観を高めてきたこれまでの取り組みの成果であると言えます。

先般、東京ドームで開催された「テーブルウェア・フェスティバル」での波佐見焼ブースは、他産地を圧倒しており、押し寄せる波佐見焼ファンで大混雑し、長蛇のレジ待ちの様子を目の当たりにして、若い女性客を中心とした消費者の高い支持と一定の認知度を得たと確信したところであります。

この事業以外にも「波佐見焼サポーター養成講座」の開催や「テーブルウェアEXPO」への出展、そのほかの催事出展など、今後も業界と一体となって積極的に展開して、あらゆる団体・組織・大学等との連携をとって、他産地との差別化を図るとともに、販路拡大など波佐見焼振興に努めます。

また、「めし椀グランプリ」開催支援、「伝統工芸士需要開拓事業」等に取り組み、陶磁器産業の振興と窯業一大産地としての認知度向上を図ります。

なお、今年度から開始した研修制度である「窯業人材育成支援事業」では、3名の支援を行っており、波佐見焼産業を支える生地業や石膏型業の後継者育成支援であることから、今年度も引き続き県とともに事業に取り組みます。

商工業の振興について。

地域の中小零細企業では、消費税率引き上げに伴う個人消費の冷え込みや労働力人口の減少、原材料価格の高騰など、依然として厳しい経営課題が山積しています。また、町内の小売商店等を取り巻く環境も、大型店舗の出店、交通網整備による移動時間の短縮、購買形態の多様化などにより、引き続き大変厳しい状況にあります。

地域の活性化のためには、地域を支える小規模企業の振興が不可欠であり、その対策の一層の推進を図る必要があります。これらを支援する商工会には、事業者と一体となった緊密な経営支援体制が求められており、町としましても、連携した支援を行うとともに、各店の個性を引き出し、購買力の向上対策として商工会が実施する各事業に対しても支援を行い、小売商店の活性化を図りたいと思います。あわせて、小規模企業振興基本法の趣旨にのっとり、小規模企業振興政策の一層の推進を図るための条例の制定に向け、前向きに検討していく所存であります。

また、金利の引き下げや返済期間の延長、保証金の全額補助などを行った中小企業振興資金制度や創設した創業支援資金に対しては非常に大きな反響があり、多くの御利用をいただいたことから、預託額をさらに増額して融資総枠の拡大を図り、商工業者の皆さんの経営基盤の安定に寄与したいと考えます。

創業支援については、相談者の相談内容や状況を把握し、相談者の状況・ステージに応じた支援を的確に実施できるように、県や商工会、金融機関、長崎県産業振興財団と連携した創業支援体制を構築し、商工会をワンストップ相談窓口として、さまざまな課題解決に向け、支援していくこととしています。

次、企業誘致について。

これまで高い伸びを続けてきた国内企業収益は、個人消費を中心とした国内需要の不振や輸出の低迷などから、伸び率が鈍化しています。さらに、年明け以降は世界的な金融市場の混乱から、円高、株安が急進しており、設備投資の先送りにつながるリスクをはらんでいると言われています。

このような中であって、諸外国における人件費の高騰や技術流出の防止、生産性を見直し

などから、国内回帰の動きも一部には見えています。

御存じのとおり、町営工業団地では、昭和金属工業株式会社の操業が間近となり、残り1.5ヘクタールの用地についても、長崎県産業振興財団と密接な連携をとりながら、積極的な企業訪問により、一刻も早い誘致を実現し、新たな雇用の場の創出を実現してまいります。

次に、消費者行政について。

情報や商品があふれる現状の中で、特殊詐欺や訪問販売などの多様化する悪質商法や商品から消費者の安全と安心を確保するために、県と連携した相談体制の充実に努めるとともに、被害防止のための啓発活動をなお一層強化し、積極的に取り組んでまいります。

次に、工業用水道事業については、工業用水を波佐見テクノパークへ供給するために供用開始してから4年目になり、料金収入及び必要な財政措置により事業運営も軌道に乗っています。引き続き、企業のニーズに応じた工業用水を安定的に供給するとともに、維持管理費等の節減を図り、公営企業として健全な事業経営に努めます。

(2) 農林業の振興について

今日の農林業・農山村は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加などによる生産基盤の脆弱化、飼料や資材価格などの高どまり、流通・消費の大きな変化などの課題に加えて、国内における本格的な人口減少社会の到来、東アジアなど新興国の経済発展や食の安全性に対する消費者意識の高まり、地球規模での環境問題など、農林業・農山村を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農業や食品産業の成長化を促進する「産業政策」と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進すると言われて

います。

また、大筋合意によるTPPは、交渉参加12カ国の署名が完了し、今後は各国による発動に向けた手続きが本格化され、日本農業にとって大きな転換期を迎えることとなります。

このような状況を踏まえ、本町農業の将来を見据えた持続的な営農活動の展開を図るべく、農地中間管理機構を活用した担い手への集積や集落営農組合の法人化、法人組織の育成支援などを精力的に進めてまいります。

農業基盤の整備については、駄野地区において、県営による大型区画基盤整備事業計画を策定中ではありますが、おおむね地権者の同意が得られたことから、平成29年度事業採択に向

けて本格的な申請手続きに入っております。

中山間地域における農業振興策としては、中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などの国の制度を有効に活用し、農地の維持・保全に努めるとともに、6次産業化による農産加工品のブランド化を推進しながら、地域コミュニティの活性化を図っております。

また、担い手・後継者不足の解消を図るべく、青年就農給付金制度を活用し、自立した農業経営の確立に向けて継続して支援しております。

さらに、鬼木棚田の保全と歴史的調査やブランド化を図るために、ハード・ソフト両面から整備を進めています「美しい農村再生支援事業」は2年目を迎え、平成29年度に開催予定の全国棚田サミットでの貴重な成果品として、全国にアピールできるものと期待しています。あわせて、サミット開催に向けた事務的な準備を進めるとともに、全国的なイベントとなりますので、運営体制を十分に整えながら、県や地域と一体となって取り組んでまいります。

次に、林業の振興につきましては、優良木材育成のための林業振興と森林の持つ多面的機能を最大限発揮するために、適切な森林施業や路網整備は大変重要であります。

本町では、森林整備計画や森林経営計画に沿って、県林業公社や東彼杵郡森林組合と連携し、計画的に事業を進めており、平成28年度においても、森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、約63ヘクタールの森林整備を進めることにしています。

また、林間作物として定着していますハランの生産につきましては、東彼林業研究会を中心に、日本一のハランを目指して積極的に活躍されており、作業道の整備など側面から支援しております。

3、人に優しい福祉のまちづくり。

(1) 福祉環境の充実。

高齢者福祉の充実について。

本町の高齢化率は、平成28年1月末現在28.6%となり、毎年増加の傾向にあります。このような中で、元気高齢者の社会参加と生きがい対策として、老人クラブの活動支援、シルバー人材センターの運営支援を引き続き行ってまいります。

また、一人暮らし高齢者や高齢者世帯などへの施策としては、社会福祉協議会が主体的に実施する地域福祉事業などへの運営支援や民生委員・児童委員、シルバーボランティアによる見守り支援、緊急通報装置などの活用によって、安心・安全な暮らしを確保するための支

援を行います。

平成22年度から導入しています「にこにこ長寿入浴券交付事業」についても、高齢者への健康保持・増進を図るために、引き続き実施してまいります。

また、平成26年度から国の施策として実施されている「臨時福祉給付金支給事業」についても、引き続き取り組んでまいります。

さらに、平成28年度に本県で開催されます高齢者のスポーツ・文化の祭典「ねんりんピック長崎2016」においては、本町で「インディアカ交流大会」の開催が決定されており、全国から来町される選手団の皆さんにとって、いつまでも記憶に残るすばらしい大会となるよう、大会の成功に向け万全を期してまいります。

次に、児童福祉・子育て支援の充実について。

子供を取り巻く環境等が大きく変化する中、本町では平成27年3月に策定した「波佐見町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、さらなる子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

平成25年度に設置しました「子育て支援センター」については、開設以来、多くの利用をいただき、好評を得ているところですが、今後も子育て家庭の親と子供が気軽に集い、交流を行う場所として、また、子育てについての相談、情報提供、助言を行う場所としてセンター運営の充実を図り、子供の健やかな育ちを支援していきます。

また、認定こども園や保育所の運営費及び延長保育、一時保育事業への補助、放課後児童クラブの運営支援など、保護者が安心して就労業務などに専念できる環境づくりに努めてまいります。

さらに、虐待等の未然防止と情報交換を目的とする「要保護児童等地域対策協議会」を開催し、特に支援が必要な家庭等に対する支援の充実に努めます。

次に、障害者福祉の充実について。

障害のある人が地域社会の中で共生できる社会の実現に向けて、障害福祉サービスの総合的な支援を図るための「障害者総合支援法」が平成25年度に施行され、難病等により一定の障害がある人についても対象となるなど、福祉サービスの充実が図られることとなりました。

東彼地区保険福祉組合が3町共同事業として実施する「東彼地区障がい者地域生活支援センター運営事業」においては、相談支援や意志疎通支援、活動支援センター事業などの地域生活支援事業が実施されており、利用者も年々増加の傾向を見せるなど、順調な運営がなさ

れております。今後も、障害のある人がその能力や適性に応じた日常生活や社会生活を営むことができるよう適切なサービスの提供に努めるとともに、障害者福祉団体の活動支援についても引き続き取り組んでまいります。

(2) 保健・医療環境の充実。

健康で活力ある生活を送るためには、町民一人一人が自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に積極的に取り組む必要があります。

そのためには、健診・保健指導體制の充実を図り、特に、生活習慣病の発症予防と重症化予防を重視した取り組みを推進するため、引き続き特定健康診査や各種健診の受診率向上を図り、特定保健指導の充実に努めます。

また、母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点です。次世代育成のため、妊娠期から育児期までに十分な健康相談や状況把握に努め、安心して出産・子育てができる環境づくりを目指し、妊婦健康診査・乳幼児一般健康診査などの費用助成、妊婦教室、乳児健康相談、5歳児発達健康診査、歯科検診など事業の充実を図ります。

健康増進対策については、急速な高齢化や生活環境の変化がもたらす社会生活を健康で活力あるものにするため、単に病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発病予防、重症化予防に重点を置いた対策を、町民一人一人が日々の生活の中で主体的な取り組みを基本にして行動を起こしていけるよう、自治会・老人会・婦人会・壮年会などの各種団体などとも連携をとりながら取り組む必要があります。

現在、全国死因の第1位は悪性新生物（がん）となっており、本町も同様に、毎年全死者数の約3割を占めています。住民の健康に対する関心も高まり、がん検診受診者数は少しずつ増加傾向にあります。さらに受診率向上のための普及啓発を行い、早期発見、早期治療により、がんによる死亡の減少を図るよう取り組みます。

また、平成27年度に策定しました波佐見町健康増進計画「健康はさみ21」における施策の普及啓発を行い、食育をはじめ、町民の健康づくりの意識の高揚を図るとともに、関係機関、関係団体等と協働し、生涯を通じた健康づくり活動を支援するための環境整備を推進します。

介護保険制度は16年が経過し、この間、介護サービスの基盤が整備・充実することで、介護サービス利用者も急増し、介護保険給付費は大幅に増加しています。

平成28年度は「波佐見町第6期介護保険事業計画」の2年目となり、新総合事業の初年度と位置づけ、準備を進めます。

高齢者が住みなれた地域で本人の希望や能力を生かしながら、生きがいを持って暮らすことができる「生涯現役社会」を実現するため、元気高齢者を中心とした退職後の就業や地域社会活動への参加、健康づくりに向けた取り組みを推進してまいります。

また、支援等が必要な高齢者のさまざまな状態に対応できるよう、きめ細かな介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

さらに、「地域包括ケアシステム」の取り組みを、地域包括支援センターが中心となって、庁内横断的な連携・協力をさらに発展させて、地域住民や多様な社会資源と協働して、地域課題の把握、解決を図る仕組みを整備し、地域づくりをより一層促進するとともに、介護関係者と連携して、医療・介護・予防等の「地域包括ケアシステム」の基盤整備を推進し、支援が必要な方を身近な地域で支える「地域包括ケアシステム」構築に向けて、さらなる充実を図ってまいります。

4、豊かな心を育むまちづくり。

(1) 生涯学習の充実。

平成27年度施行の教育改革により、町長及び教育委員会で組織する総合教育会議の設置や教育大綱の制定が義務づけられるなど、教育を取り巻く環境が大きく変化いたしました。

本町では、いち早く制度改革に取り組み、平成28年度から人づくりに重点を置いた具体的な施策を学校教育や社会教育などの各分野において展開します。

社会教育の充実について。

国際化、情報化、少子高齢化など社会構造が急激に変化する中であって、「いつでも、どこでも、誰でも」が学び合える学習環境の整備を図り、幼児から高齢者までの幅広い層が多様な生涯学習に取り組み、生きがいや喜びを感じる社会づくり・人づくりを目指します。

中でも、幼少期から優れた芸術の鑑賞や読書に親しむためのブックスタート事業や郷土学習をはじめ、町民文化祭、町民音楽祭などの開催を積極的に行い、町民の芸術文化意識の高揚と感性を高めるための情操教育の推進を図ります。

また、本町の将来を担うリーダー育成事業や国際化に対応できる英語力の強化事業などを実施します。

さらに、第4次自治公民館指定事業を推進し、家庭教育力の向上をはじめ、地域での生涯学習社会づくりに努め、地域の教育力を高めるとともに、特色ある地域活動の推進も支援してまいります。

学校教育の充実について。

今日の変化の激しい社会にあって、児童生徒に「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成、いわゆる「生きる力」を育む教育を推進します。

そのために、児童生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識や技術等の定着を確実に図るとともに、学ぶ意欲や自ら主体的に行動し、問題解決を行う資質や能力などの自己教育力の育成に努めます。

また、自らを律しつつ、他と協調し、他を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育成し、円満で調和のとれた人間を育成する人格教育、自他の敬愛や生命の尊重、規範意識を育てる道徳教育、厳しい社会の中で力強く生き抜く力を育てる耐性教育の推進に努めます。

さらに、たくましく生きるための基礎となる健康・体力など、「知・徳・体」のバランスのとれた人間の育成に努めてまいります。

中でも、きめ細かな教育支援を必要とする児童生徒への特別支援教育をはじめ、情操や想像力等を育てる学校図書館教育の推進に当っては、「特別支援教育支援員」や「学校図書司書補助員」を各学校に配置し、細やかな学習支援や充実した図書館経営を行うとともに、事務局内に「学校教育指導主事」を置き、各学校の教育課程等について適切な管理、指導を行ってまいります。

また、子供たちの自己表現力やコミュニケーション能力を育成する教育を引き続き充実するとともに、本町の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心の育成や国際社会に対応できる広い視野を持ち、豊かな国際感覚と知識を備えた児童生徒の育成にも努めてまいります。

児童生徒の安全確保と学習環境の整備のために必要とする施設の改修工事を行い、その充実に努めます。

学校給食については、給食内容の充実と衛生管理により、児童生徒の心身ともに健やかな育成にも努め、安心安全な学校給食の推進や食育の推進を図ります。

青少年の健全育成の充実について。

青少年の健やかな成長については、事故防止・非行防止・社会環境の浄化等の活動を積極的に推進するとともに、特に児童生徒の安全対策については、学校内における安全指導、安全管理の一層の推進と、地域社会においては「地域の子供は地域で守り育てる」を共通の課題として掲げ、PTA・自治会・老人クラブ・青少年健全育成会議・婦人会・警察などとの連携を図るとともに、通学ボランティアの協力を得ながら、子供たちの登下校及び日常生活

の安全確保に積極的に取り組んでまいります。

また、いじめ・不登校・体罰・家庭内暴力など、幼児や児童生徒に対する問題事案が社会問題となっていることに鑑み、家庭・学校・地域の教育力を高め、それぞれが連携し、地域ぐるみで子供を育む環境づくりに努めます。特に、平成27年度に策定しました「波佐見町子育て5か条」を子育ての基本とし、家庭・学校が連携して、健全な児童生徒の育成を図るとともに、あいさつ運動も全町で展開し、明るいまちづくりに努めます。

生涯スポーツの推進について。

幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図るとともに、伝統ある波佐見町ならではのスポーツの継続と充実を図り、町民相互の親睦・交流の場づくりに努めます。

各種スポーツクラブや体育協会などの組織の充実とスポーツ指導者の育成をはじめ、九州・全国大会への出場支援などを図り、競技力の向上に努めます。

また、広域的なスポーツイベントによる交流人口の拡大にも努めます。

(2) 文化・芸術の推進。

本町に内在する貴重な文化財の保存と公開施設として、(仮称)歴史文化交流館を整備し、波佐見町の歴史・文化を広く公開するとともに、児童生徒をはじめ町民の郷土学習施設として活用することで、地域文化の継承・創造に努めます。

また、国指定史跡である中尾上登窯跡の整備工事を継続し、貴重な文化遺産の保存整備に努めるとともに、県指定文化財である皿山人形浄瑠璃や町指定の4浮立など、伝統民俗芸能の保存、伝承及び公開にも一層の支援を行ってまいります。

さらに、歴史文化施設を観光資源として活用し、波佐見町の活性化につなげていきます。

5、安心・安全なまちづくり。

(1) 安全対策の充実。

交通体系の整備について。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える根幹的な社会資本であり、地方創生、あるいは1億総活躍といった新たな視点においても欠かすことのできない基礎インフラであります。

県道においては、本町道路網の骨格をなす最も重要な幹線道路であることから、県への要望を行いながら、重点的に取り組んでいるところであります。

長年の念願であり、主要地方道佐世保嬉野線の交通混雑解消と西九州自動車道とのアクセ

ス強化、土地利用促進の目的で都市計画道路として決定されていた波佐見縦貫線は、村木から御堂までが全線開通しました。

また、九州新幹線長崎ルートで最寄り駅となる嬉野駅への交通アクセスとして、主要地方道佐世保嬉野線の上永尾バス停付近から嬉野方面の林道永尾小・線入り口までの約1キロについても、交通安全の確保を図るための改良工事が進められています。

一般県道波佐見山内線については、交通安全施設の整備として、東小学校前付近の歩道設置工事が行われ、引き続き大日交差点までを整備される計画となっていることや、部分改良等も計画されています。

なお、未整備箇所等については、今後も引き続き要望していくこととしております。

町道については、地域住民の生活に直結していることから、重要な生活基盤となっており、沿線環境の保全や安全性・快適性などを図るために必要不可欠なものになっています。このため、町の振興実施計画に基づき、計画的に整備を進めてまいります。

今後、老朽化した社会資本への対応は、道路利用者の命や暮らしを守る観点から急務であり、橋梁などの道路施設の計画的な点検を行い、構造物の安全性を徹底的に診断し、老朽化に係る必要な措置を実施することや複数年にわたる大規模改修や更新など、長期安定的なインフラの再構築が必要であり、年次計画による橋梁修繕工事や橋梁定期点検業務を行うこととしています。

また、新規事業としては、町道南部線（志折工区）の波佐見温泉から志折交差点までを交通安全施設等整備事業として要望しております。

特に、用地買収を伴う道路改良工事におきましては、用地の相談ができなければ、工事に着手することができないことから、地域と一体となって進めてまいります。

また、地域内の生活道路であります里道整備についても、引き続き助成を行ってまいります。

安全対策の充実について。

平成27年の町内における交通事故の発生状況は、死亡事故2件、人身事故が51件、物損事故137件、飲酒事故2件となっています。

死亡、人身、物損ともに前年に比べ増加し、特に死亡事故2件の発生は憂慮すべき事態となっており、平成28年から5年間の交通安全計画に基づき、引き続き、警察をはじめ関係機関、団体と一体となって交通事故のない明るい社会を目指し、交通安全思想の普及徹底を図

ってまいります。

なお、交通安全施設の整備につきましては、危険箇所の点検等を行い、地元の要望等を含め、緊急性の高いものから順次計画的に進めることとしております。

また、子供を対象とした犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺、訪問販売等については、警察と連携した地域ぐるみの対応が不可欠でありますので、「安全・安心まちづくり推進条例」の基本理念に沿って、町民、事業者の皆様と密接な連携のもとに、犯罪のない社会の実現に努めてまいります。

非常備消防については、防火意識の普及と防火体制の強化を図るため、年次計画による施設・設備の整備や補助団員を含む実働団員の確保に努めるとともに、自主防災組織と連携を図り、防火対策の推進に努めてまいります。

防災関係については、災害の未然防止と応急対策及び防災対策の充実強化を図るため、防災行政無線の効率的運用を図るための調査と災害危険箇所の点検、防災施設等の整備を推進します。

また、常備消防との連携のもと、災害を想定した避難訓練の支援や火災防御訓練を実施するなど、災害のない・災害に強い「安心して暮らせるまちづくり」を推進してまいります。

(2) 情報社会の充実。

情報基盤・電子自治体の推進について。

国の年金情報流出に端を発する情報セキュリティ対策に関しては、地方自治体へも波及し、マイナンバーを含め、保有する個人情報等の保護と利用する電算情報機器の管理において厳格化が求められていますので、民間における情報化に合わせ、町としても県など他団体との連携をとりながら、相応の庁内基盤整備により、セキュリティ強化を図ります。

また、学校における教育用コンピューターにおいては、活用の利便性を高めるための措置を講じてまいります。

6、人が交わるまちづくり。

交流の推進。

観光の推進について。

一昨年「観光立町」を宣言し、もろもろの施策を展開した成果として、平成26年の本町の観光交流人口は80万人を超えて、その感触は目や肌で実感できるようになりました。

これまでの観光は、名所旧跡や雄大な自然、また娯楽施設などを訪ねるというものでした

が、本町では、窯業・農業を中心とするなりわいや、人物、生活、文化など、あらゆる素材を資源と捉えて、人と人が交わることを主眼にしているところであり、強いていえば「波佐見型観光」と呼べようかと思えます。

町で誘致した昨年開業しました宿泊施設「ホテル・ブリスヴィラ波佐見」は想定以上の稼働率で、宿泊者からはかなりの高評価を得ていると伺っております。

また、別のビジネスホテル開業も追い風となり、滞在型観光への広がりにより、目標とした「来なっせ100万人」も現実味を帯びており、体験型観光事業「とうのう」の磨き上げをはじめ、「元気な観光地応援事業」による施設整備や情報発信機能の強化による受け入れ環境の向上を図り、より一層の観光人口拡大に努めます。

さらに、ことしはJRによる長崎デスティネーションキャンペーンや隣接有田町での有田焼創業400年事業が大々的に展開され、近隣に多くの観光客の来訪が見込まれますので、それらの誘客対策も講じていきたいと思えます。今後も、あらゆるイベントへの積極的な出展と協賛により露出度を高めて、波佐見町のPRを展開するとともに、本町観光窓口の拠点である観光協会と連携し、事業の推進を図ります。

国際交流・地域間交流の推進について。

平成28年度は、今年度行ったブラジル・マウア市と本町の中学生同士の文通事業に引き続き取り組むこととします。

韓国・康津郡との交流については、波佐見陶器まつりにおいて康津青磁を展示し、日韓陶磁文化芸術祭を開催します。

また、個性豊かで優れた人材の育成と活力と潤いのあるまちづくりを推進するため、「波佐見町人づくり・まちづくり事業」により、個人や団体等で実施する地域活性化事業や国内・国際交流事業等を積極的に支援し、町の将来を見据えた人材の育成を図ってまいります。

定住の促進について。

本町の平成27年度国勢調査人口の速報値では、平成22年調査と比べて362人減の1万4,865人となっており、将来、人口減少は加速することが予測されますので、「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人を育て、産業振興による雇用を創出し、子育て環境の向上を図りながら、空き家、空き工房やお試し住宅などの有効活用により、移住・定住の促進を図ってまいります。

7、健全で効率的なまちづくり。

(1) 効率的・効果的な行財政運営。

行政改革につきましては、平成27年度から第6次の行革大綱期間に入り、町議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきながら推進しております。

簡素で効率的な行政を行い、最大の効果が得られるよう、行政改革は継続すべき課題と捉え、今後の財政事情にも十分配慮しながら、健全な財政運営を図ってまいります。

以上が、平成28年度の施策の概要であります。

次に、今回上程しております議案について、まず、議案第1号から議案第8号までの平成28年度各会計予算について説明いたします。

一般会計。

平成28年度一般会計予算については、その総額を前年度比11%、6億1,900万円増の62億7,100万円としています。

歳入の主なものは、町税では、町民税は大きな変動要因はなく前年並みとしていますが、固定資産税では、新增築の建物や大規模太陽光発電設備に対する増額があったことから、町税全体として、前年度比1.9%、2,288万8,000円増の12億5,061万5,000円としています。

普通交付税では、国が示した地方財政計画を参考に試算し、特別交付税では、前年度並みとした結果、前年度比0.6%、1,000万円減の17億5,000万円としています。

分担金及び負担金は、平成28年度からの認定こども園の創設により、従来の幼稚園児分については園に直接納入されることになることから、31.6%、3,594万2,000円減の7,763万4,000円としています。

国・県支出金については、障害者支援事業、認定こども園、保育所運営費、地域生活支援事業などの民生費や土地区画整理事業、道路・橋梁整備事業等の土木費等の事務事業を見込み、27.1%、3億7,765万7,000円増の17億7,182万3,000円を計上しています。

繰入金では、コミュニティ活動支援事業基金繰入金430万円、ふるさと創生基金繰入金7,010万円、教育施設整備基金繰入金920万円、財源調整のための財政調整基金8,000万円等、合わせて1億6,554万円を計上しています。

町債では、総務費7,300万円、土木費2億4,040万円、教育費9,880万円、臨時財政対策債1億7,000万円、合わせて6億1,370万円を計上しています。

歳出の主なものは、総務費では、旧中央小学校講堂兼公会堂の改修費8,121万6,000円、電算管理費7,317万7,000円、ふるさと納税管理費2,401万3,000円、定住促進事業費1,565万

9,000円、地域おこし協力隊関係費として1,738万8,000円等を計上しています。

民生費では、福祉医療費5,095万8,000円、障害者総合支援事業費3億6,754万3,000円、後期高齢者医療費2億7,240万2,000円、認定こども園・保育所運営費5億2,317万1,000円、児童手当事業費2億5,703万5,000円、ねんりんピック関連費として737万5,000円を計上しています。

衛生費では、インフルエンザワクチン等の予防接種委託料として3,600万円、母子健康診査委託料1,300万円、がん検診等の委託料として1,537万8,000円、地域グリーンニューディール事業の太陽光発電設備設置事業として5,799万7,000円を計上しています。

農林業費では、有害鳥獣対策事業1,763万1,000円、多面的機能支払交付金3,488万4,000円、全国棚田サミット開催準備費として610万円、中山間地域等直接支払交付金2,010万5,000円等を計上しています。

商工振興費では、窯業人材育成等産地支援事業費として3,331万3,000円、中小企業振興資金貸付預託金として8,000万円を計上しています。

観光費では、元気な観光地応援事業費として2,000万円を計上しています。

土木費では、町道の改良及び維持補修費に1億6,902万9,000円、西ノ原土地区画整理事業費3億1,142万9,000円、公共下水道事業特別会計操出金1億8,104万4,000円、町営住宅改修工事費として8,510万円等を計上しています。

消防費では、広域消防委託料として1億8,700万円、消防団に係る経費として3,080万6,000円等を計上しています。

教育費では、(仮称)歴史文化交流館工事費9,600万円、学校関係経費として1億6,982万4,000円、国指定史跡保存整備事業3,172万円等を計上しています。

以上が歳出の主なものですが、そのほかに通常年度の経費に経済状況を考慮し、所要の経費を計上しています。

国民健康保険事業特別会計。

国民健康保険の事業運営は、少子高齢化の進展、被保険者構成の変化、医療技術の高度化等による高額医療費の増加により厳しい財政状況が続き、不安定な運営を強いられています。このような状況の中、これまでの施策とあわせ、医療費の中で大きな割合を占める生活習慣病の予防のための保険事業に積極的に取り組むなど、医療費の伸びを抑制するための事業を進めてまいります。

また、負担の公平性を確保し、県内トップの徴収率の維持・向上を図るために、適正かつ積極的に滞納処分を行い、さらなる収納率向上を図るよう努めます。

平成28年度は、保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等で19億7,215万3,000円を見込んでいます。

保険料の算定につきましては、医療費その他の歳出総額から国・県からの支出金等を控除した3億3,470万円を計上し、予算の総額を19億9,300万円としています。

後期高齢者医療特別会計。

長崎県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の決定や保険給付費等、適切な運営を行っています。

内容的には、広域連合が積算した事業量等により予算計上しており、広域連合納付金1億4,379万9,000円の財源として、保険料8,809万8,000円、一般会計からの繰入金5,557万9,000円を見込み、予算の総額を1億4,830万円としています。

介護保険事業特別会計。

要介護認定者の増加に伴い、居宅介護サービスを中心に利用者が増えてきており、介護保険給付費が増大しています。今年度は、第6期介護保険事業計画の2年度となりますが、策定された介護保険料基準額及び直近の介護保険給付実績等に基づき、介護保険料及び介護保険給付費を予算計上しています。

歳入においては、介護保険料及び介護保険給付費をもとに算出した国、県支出金及び支払基金交付金、繰入金等を見込み、歳出では、介護保険給付費、地域支援事業費等を計上し、予算の総額を13億7,679万4,000円としています。

公共下水道事業特別会計。

前年度に引き続き、稗木場地区の整備を行うとともに、効率的な汚水処理整備を促進するため、計画区域の見直しを行うこととしております。

歳入では、国庫補助金2,750万円、一般会計及び上水道事業会計繰入金1億8,610万円、下水道事業債3,920万円、使用料及び手数料7,673万4,000円等を計上しています。

歳出では、一般管理費をはじめ、管渠、処理場管理費、汚水管渠工事費、起債償還等を計上し、予算の総額を3億3,698万2,000円としています。

町営工業団地整備事業特別会計。

歳入の主なもの、財産売払収入1億400万円、一般会計繰入金29万8,000円を、歳出では、

元利償還金 1 億390万円を計上し、予算の総額を 1 億430万円としています。

上水道事業会計。

給水戸数5,820件、年間給水量126万立方メートルを予定しております。安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道のもととなる原水の水質改善策として、前処理施設の建設を本年度着工し、引き続き老朽施設の更新及び道路改良工事に伴う配水管の布設替工事等を計画しています。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で 2 億9,465万7,000円、支出は 2 億6,119万6,000円とし、資本的収入及び支出の予算額は、収入で 2 億5,100万円、支出は 3 億8,502万4,000円としています。収入の不足額 1 億3,402万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

工業用水道事業会計。

工業用水道事業会計については、企業に対し安定供給に努めるとともに、効率的な事業経営に努めます。

収益的収入及び支出の予算額は、収入で1,498万5,000円、支出で1,461万2,000円とし、資本的支出の予算額は108万円で、その財源は過年度留保資金で賄うこととしています。

次に、その他の議案についての説明を行います。

議案第 9 号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第 4 号）は、国の補正予算に係る地方創生加速化交付金及び国・県の内示、決定に基づくもの並びに事務事業については、実績を見込んでの補正であります。

今回は特に、国の補正予算に係る地方創生事業として、総額4,210万円を計上しています。

また、地方債及び年度内完了が見込めない事業の繰越明許費についても、それぞれ実績を見込んで補正しており、今回、1 億2,800万円を減額し、補正後の予算総額を59億9,000万円としています。

議案第10号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、実績を見込み、歳入では、療養給付費交付金の減額等及び基金繰入金の増額、歳出では、保険給付費及び過年度国庫支出金返還金の増額等が主なもので、今回、2,180万9,000円を追加し、補正後の予算総額を20億7,591万8,000円としています。

議案第11号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、実績を見込み、歳入では、国・県支出金、支払基金給付費交付金及び一般会計繰入金の減額、歳出で

は、保険給付費の減額が主なものであり、今回、9,265万7,000円を減額し、補正後の予算総額を12億4,463万8,000円としています。

議案第12号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入では受益者負担金及び使用料の増額と一般会計繰入金の減額で、歳出では、管渠管理費の減額が主なものであり、今回、37万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3億4,947万7,000円としています。

議案第13号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、実績を見込み、歳入では、財産売払収入の減額、歳出では、一般会計繰入金の増額が主なものであり、今回、6,256万5,000円を減額し、補正後の予算の総額を1億5,300万としています。

議案第14号 平成27年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、決算を見込み、収益的収入及び支出では、水道加入金等の増により101万2,000円追加し、収入総額を2億8,665万4,000円とし、支出では、営業費用71万9,000円を追加し、支出総額を2億6,911万6,000円とし、資本的収入では、工事負担金の増により580万円を追加し、収入総額を4,230万円としています。

議案第15号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、行政不服審査法等の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第16号 波佐見町私債権管理条例については、本町の私債権の管理に関する事務処理について、一般的基準、そのほか必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第17号 波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第18号 波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例及び議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第20号 波佐見町議会議員の職員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、現下の社会情勢等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院による特別職及び一般職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第24号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第25号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号 波佐見町地域活性化基盤整備基金条例を廃止する条例については、基金設置の目的が終了したので、本条例を廃止するものであります。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定により、波佐見町税条例の一部改正を平成27年12月21日付で専決処分いたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第28号から議案第34号までの7件の町道の認定については、新たな町道の認定を求めるものであります。

議案第35号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、北松南部清掃一部事務組合が平成28年3月31日をもって解散することに伴い、提案するものであります。

以上で、町政運営並びに本日提案いたしました議案要旨の説明を終わりますが、詳細については、議案審議の折、御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。11時35分から再開します。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 27請願第2号

○議長（川田保則君）

日程第4. 27請願第2号 宿郷新興住宅地内道路の町道認定についてを議題とします。

付託しておりました産業厚生委員会から、審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤川法男君）

それでは、委員会の報告をいたします。

平成28年2月15日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

産業厚生委員会

委員長 藤 川 法 男

委員会報告書

本委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をいたします。

記

整理番号、27請願第2号。

付託年月日、平成27年12月8日。

件名、宿郷新興住宅地内道路の町道認定について。

審査の結果、採択。

付託事件審査報告書。

先に産業厚生委員会に付託されておりました27請願第2号 宿郷新興住宅地内道路の町道認定について、審査結果の報告をいたします。

本請願は、平成27年第4回波佐見町議会定例会の第1日目、12月8日の本会議において、産業厚生委員会に付託されていたものであります。

請願の趣旨としては、当地区において、大型店舗の進出を契機に民間による住宅地の開発が進められる中、特に大きな敷地を持つ陶磁器製造工場2カ所が廃業し、遊休地となっていた地域を、平成14年度から17年度にかけて住宅団地として整備された。

現在では、町内外から多くの若年層が転居し、ほぼ住宅が立地した状況にあり、この住宅団地内の道路は、開発業者から波佐見町に移管され、法定外公共物（里道）の取り扱いとなり、郷自治会や団地内入居者が管理する道路として利用されている。

しかしながら、大型商業施設と隣接し、終日買い物客等の往来が激しいため、将来的に大規模な維持補修工事が想定され、自治会や団地内関係者に過度な負担を強いることにつながり、さまざまな問題に起因することが予想されるため、早急に町道に認定してもらいたいという趣旨の請願であります。

平成27年12月16日及び平成28年2月12日に委員会を開き、担当である建設課の出席を求め、審査を行いました。

その中で、当地区はほとんどが住宅立地しており、将来的に交付税措置の可能性がある。

また、地区内の道路は、「町道認定の基準及び手続に関する内規」に合致するものではないかという判断に基づき、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから27請願第2号 宿郷新興住宅地内道路の町道認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、27請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 議案第21号

○議長（川田保則君）

日程第5. 議案第21号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第21号について説明をいたします。

議案第21号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出。

提案理由でございます。

人事院によります特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものであります。

次ページの別紙をお願いをいたします。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則。

施行期日等。この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

期末手当の内払い。改正前の町長、副町長の給与に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

今回のこの条例の改正の内容は、第2条に規定をされております期末手当の率を「100分の160」から「100分の165」に改めるものであります。この改正のもととなっておりますのは、人事院勧告によります勧告に基づきまして、国の特別職、いわゆる総理大臣等の特別職の期末手当も同様に改正をなされておりますので、それに準じまして、この改定を行うというものでございます。

なお、6月の支給分の100分の150に変更はございません。

それから、附則には施行期日は27年4月1日からとなっておりますので、12月分の手当の改定率分については、3月の給与のときに差額支給をするということになります。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

これ、改正がなされるということなのですが、金額ベースで教えていただきたいと思えます。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、町長の期末手当でございますけれども、基本額が70万でございます。なお、1.1を掛けるということになっておりますので、改正後の額が、1.65を掛けますと127万500円ということになりまして、アップの額が3万8,500円、3.13%ということになります。

また、副町長におきましては、同じ計算方法でいきますと3万1,625円アップ、同じく3.13%のアップでございます。

また、先ほど言い忘れましたが、教育長も特別職であります。教育長の期末手当に関しては、条例の規定の中に町長、副町長の条例に準じるということになっておりますので、今回の改正はございません。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号

○議長（川田保則君）

日程第6. 議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第20号について説明をいたします。

議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出。

提案理由でございます。

現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。

次ページの別紙をお願いいたします。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則。

施行期日。この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

期末手当の内払い。2、改正前の波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成27年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

今回の条例改正は、先ほど町長、副町長の条例改正と同様でございまして、期末手当の率を「100分の160」から「100分の165」に改めるものでございます。これは、12月に支給されるものの率でございます。

なお、施行日が27年の4月1日からとなっておりますので、3月の報酬等の支払い時にその差額を支給するということになります。

また、影響額でございますが、議員の報酬21万5,000円で試算をすれば、0.05月分の増が1万1,825円の増、率も町長、副町長と同じでございまして3.13%、総額の影響額は17万2,000円となっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手多数であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号

○議長（川田保則君）

日程第7. 議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第22号について説明をいたします。

議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日提出。

提案理由でございます。

人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について、所要の改正をするものであります。

今回の条例の改正の中身につきましては、主に大きく三つの点がございまして、

一つ目は月例給の引き上げ、二つ目が勤勉手当の引き上げ、それから三つ目でございますけれども、人事院勧告には直接関係するものではございませんけれども、国家公務員、地方公務員の公務員制度改革において人事評価制度が導入されたことに伴いまして、所要の文言等の追加、改正をするものでございます。

まず、1点目の月例給の引き上げにつきましては、民間賃金の低い地域における官民格差を適切に反映させたものでございまして、若年層では2,500円、高年齢層では1,100円、平均して1,469円、0.36%の引き上げとなっております。なお、地域手当の改定も行われておりますけれども、本町にありましては、地域手当は該当しないということになっております。

それから、2点目の勤勉手当でございますけれども、民間のボーナス支給割合に見合う引き上げでございまして、期末勤勉手当トータルで4.10月分でございますけれども、これを0.1月分増をいたすものでございます。なお、期末勤勉のほうではなく、勤勉手当のほうで措置をされてございまして、勤勉手当が1.50月分を1.60月分、0.1月分引き上げるというもの

でございます。

それから、今回の一部改正については、この時期になってしまったわけですが、例年、国の国家公務員の給与に関する法律に関しては、大体11月の議会までに、国会までに大体議決をされていたものでございますが、今回は国の、国会のスケジュール等によりまして今年の1月に法律の改正が行われております。したがって、12月の期末手当支給の段階では、この法律の改正部分が及ばない状況になっております。したがって、条例の改正のスタイルも2段階で実施をするということの条例改正になっております。

それでは、2ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところでございますが、全体的には第1条と第2条の2段階方式になっております。

まず、第1条でございます。第1条は、給料表と勤勉手当を改正するものでございまして、第3条第1項中「別表」を「別表1」に改めるということで、別表1につきましては、2ページの下の方から随時掲載をされておりますが、その表に改定がなされております。

それから、第22条第1項中「対し、」の次に云々、ここが記載をされておりますけれども、この部分につきましては、いわゆる勤勉手当、特に12月に支給する勤勉手当について、0.1月分を増額するということの改正でございます。

それから、中段に、付則第11項中「対象額に」の次に云々、この文言がありますけれども、この文言につきましては、55歳を超える6級格付職員につきましては、基本給の1.5%を減額をするという措置がございますけれども、期末手当に関しても、当然、この1.5%の減額分が及びます。その部分の条例規定を改正をいたしている文言でございます。

続いて、給料表はごらんいただいて、6ページをお願いいたします。

第2条、2段階目の改正でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというところで、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。これは、地方公務員法の改正によりまして、項の繰り上がりがあります。したがって、引用条文を改正をしたものでございます。

第3条第2項中「級別職務分類は、規則で定める。」を「標準的な職務の内容は、別表2のとおりとする。」に改める。この項目につきましては、地方公務員法におきまして、職務給原則の徹底のため、条例規定すべき等級別職務基準表を別表2として規定をしたものでございます。これまで、級別職務分類表につきましては規則規定がなされておりましたけれど

も、法の改正によりまして条例規定をするものでございます。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改める。ページ、2ページのほうで、第1条の改正が行われております。この第1条で改正をした率を、さらにここで100分の80に改めているものでございます。

それから、第23条の見出しを「(臨時職員及び非常勤職員の給与)」に改め、同条を次のように改める。第23条の2、法第3条第2項に規定する一般職に属する臨時的任用職員及び非常勤職員の給与については、常勤の職員の給与と均衡を考慮し、規則で定める。この23条の2の規定につきましては、臨時職員においても条例規定をすべきということで、条例に規定をして給与を支給しなければならない。これまでは規則のほうで規定はなされておったわけですけれども、国の指導が徹底をされたということで、臨時職員の給与の支給規定を条例に規定をしたものでございます。

続いて、7ページ、上から3行目、附則第11項中の4行の規定につきましては、先ほども説明をいたしました65歳を超える6級格づけ職員1.5%の減額措置、この分についても同じような形で減額措置をいたしますということでございます。

続いて、別表1の次に次の1表を加える。これが等級別基準職務表でございまして、規則規定をこちらのほうに移しております。内容も若干変わっております。

それから、附則。

施行期日等。第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するというので、附則の第1条、第2条の規定につきましては、いわゆる12月に勤勉手当の率、12月の支給率で改正をいたしておりますけれども、その分については、27年の4月1日から適用します。第2条で、さらに100分の80に改正をされておりますけれども、その分については、28年の4月1日から適用するということになっております。また、27年の4月1日からの遡及適用でございまして、差額分については3月の給与支給時に精算をするということになります。

以上が、給与に関する条例の一部改正の説明でございます。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長(川田保則君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午前0時 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第9号

○議長（川田保則君）

日程第8. 議案第9号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第9号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成27年度波佐見町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,800万円を減額し、歳入歳出予算の総

額を、歳入歳出それぞれ59億9,000万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものでございます。

第4条の地方債の補正ですが、地方債の追加及び変更につきましては、第4表地方債補正によるものでございます。

今回の補正につきましては、主に実績見込みと情報セキュリティの強化事業、地方創生加速化交付金事業、土地区画整理事業の整理、それから給与改定に伴う人件費の補正等となっております。

6ページをお願いしたいと思います。

第2表の繰越明許費について、説明を申し上げます。事業ごとに繰り越しの理由について御説明を申し上げたいと思います。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、システム設計や機器の調達等に不測の日数を要したことによるものでございます。

次の地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生加速化事業）につきましては、国の補正予算（第1号）によりまして、現在、まだ申請中でございます。事業実施の期間が不足することとなったため繰り越すものでございます。

農村環境改善センターホール冷房機改修事業につきましては、空調方式の検討に不測の日数を要しました。そのことによるものでございます。

次の道路改良事業は用地交渉に、それから、西ノ原土地区画整理事業につきましては、移転補償交渉に不測の日数を要したことによって繰り越すものでございます。

歴史文化交流館整備事業につきましては、居住者がいらっしゃいまして、その転居手続等がちょっとおくれたために、基本構想の策定が年度末となってしまう、日数の不足が生じたことによるものでございます。

7番目に、村木川の地すべり災害復旧事業につきましては、地すべりが終息しなかったことで査定の日程がおくれたことに伴いまして、実施設計の日数が不足してしまいました。そのことによりまして、繰り越すことになったものでございます。

次のページをごらんください。

第3表債務負担行為の補正でございますが、これにつきましては、平成28年度から5カ年間で公共施設の機械警備委託料について追加しておりますけれども、機械警備につきましては5年契約となっております、今年度でその契約が終了します。これにつきましては、年度内に着手して、28年度からの5カ年間ということで取り組む必要があることから、今回の補正に計上させていただいております。限度額が361万7,000円ということで計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

中小企業振興資金及び創業支援資金の融資に対する信用保証料補助金について、平成27年度の融資額が確定しましたので、限度額337万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

まず、1の追加でございますが、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業について、1,670万円を追加いたしております。

2の変更につきましては、道路整備事業や区画整理事業等の実績にあわせて、それぞれ減額を行っております。なお、起債の方法や利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

次に、12ページをお願いいたします。

これからは歳入でございますけれども、ここからはそれぞれ担当課から説明を申し上げることとなります。ページが前後する場合がありますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

まず、企画財政課の所管ということで、20ページを開いていただければと思います。

13款、2項、1目の総務国庫補助金、総務管理費補助金のうち、国の補正による地方創生加速化交付金として今申請をしております分として上げております。4,141万4,000円を計上しています。地方創生先行型上乗せ事業分ということで1,000万円を減額しておりますけれども、これにつきましては、採択要件に満たなかった。まず、10月末までのまち・ひと・しごと創生総合戦略、地方創生の戦略の策定が条件となったということで、それが満たされなかったために、ちょっと減額ということになっております。

次に、27ページをお願いいたします。

17款、1項の基金繰入金、1目、財政町政基金繰入金と5目、ふるさと創生基金繰入金につきましては、一定の財源確保ができましたので、それぞれ6,000万円、それから1,600万円を減額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

歳出の企画財政課所管の歳出になりますが、2款、1項、6目、企画費におきましては、19節、21世紀まちづくり支援事業補助金171万円を減額していますが、これにつきましては、中尾のれんが煙突の改修に対する補助金を計上しておりましたけども、事業主体の事情によりまして取り下げとなったため未執行となって、減額をしているものでございます。事業主体が負担をしなくちゃいけなかったんですけど、それがちょっと負担ができないというような事情がちょっと生じまして、そのために事業の申請が取り下げという形になって、今回その分の減額ということになっております。

34ページをお願いいたします。

19目の地方創生事業費の地方創生先行事業・地方創生加速化事業ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、減額については600万と400万ということで、PR映像の作成業務委託、それから観光PR事業の委託料を減額をいたしております。

それから、国の補正によります地方創生加速化事業につきましては、総額で4,210万円を計上しております。現在、国のほうに申請をいたしておるところでございます。この中で、企画の関係では、お試シツアーや移住・定住フェア、それから空き家バンク及び空き工房に要する移住・定住関連予算と新たにコンプラ灯籠の制作、またPRのための予算を計上しております。商工観光の事業もこの中に入っております。有田町との連携事業、それから有田駅、波佐見有田インターチェンジからの2次交通対策やマーケティング調査、その他窯業と農業と観光を組み合わせた農商工連携型の商品開発による取り組みの予算を計上しております。

以上で、企画財政課所管の説明は終わらせていただきます。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の主なものについて説明をいたします。

予算書では、20ページをお願いをいたします。

13款、2項、1目、1節の中に地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費620万がありますけれども、この項目につきましては、国の補正予算によりまして予算化されたものでございまして、いわゆる電算情報システムの改修経費に充てるものでございます。補助基準額が1,240万の2分の1相当分でございます。歳出の中身については、後立って説明をいたします。

それから、34ページをお願いします。

こちらが、14目、地域情報化管理費の中の13節でございます。2段目に、地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務委託料。金額は伏せておりますけれども、おおむね節に上がっている金額相当がそのままの金額でございまして、中身につきましては、電算情報システム等の改修費でございまして、国の指針等、いわゆる年金問題の情報セキュリティー関係に端を発するものでございまして、町が保有をしております電算システムの中で、基幹系、それから情報系、あるいはLGWAN系の大体おおむね三つに分けられるんですけれども、基幹系とは、当然、戸籍、税等の総合行政システム、それから情報系とは、イントラネットはいわゆる庁内のシステム関係、それからインターネット関係ですね。それから、LGWANというのは、国との連携をしております情報交換をするようなシステムでございまして、その三つのセキュリティーを強化するという業務でございまして、補助基本額の1,240万相当分については、歳入の2分の1が国庫の補助金として入ってきますけれども、残りの1,060万程度については、単独継ぎ足しということで費用を掲げております。なお、この費用につきましては、財源が2分の1、1,240万の2分の1の国庫補助と、それから起債が充当可能となっておりますので、地方債を1,670万充てることにしております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

消防費でございます。3目の消防施設費の中で、18節、備品購入費。減額で136万5,000円、積載車の購入費としておりますが、本年度5分団と6分団に導入をいたしましたポンプ積載車の費用につきまして、入札減に伴います減額でございます。

それから、最後に67ページをお願いします。

人件費関係でございます。先ほどの条例改正で議決をいただきました一般職並びに議員それから特別職、この人事院勧告に伴います給与関係の改定分でございます。特別職はもう割愛をいたしますけれども、一般職につきましては、給料で85万9,000円、職員手当で466万5,000円、これはもう総額の補正分でございますが、特に手当の中では勤勉手当270万8,000

円が上がっております、この分は0.1月分のアップの分でございます。

次のページ、68ページ。

ここに給料並びに手当の増減の明細が記載をされております。給与改定に伴う分の給料の増額が112万8,000円、いわゆるこれが給与0.38%のアップの部分の影響額でございます。さらに、職員手当の1項目め、制度改正に伴う増減分として301万8,000円、その中に勤勉手当270万8,000円がありますけれども、この部分が0.1月分の改定の分の影響額でございます。

総務課関係は以上でございます。

○議長（川田保則君） 税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

予算書の12ページをお開きください。

1款、1項、1目。町民税の個人住民税。補正額が660万、所得割の補正であります。決算見込みで660万円増ということで、計上させてもらってます。

続きまして、13ページ。

1款、2項、1目。固定資産税。473万円補正しております。これも決算見込みですね。そのうちの償却資産で309万計上しておりますけれども、修正申告がありまして、この金額がちょっと若干大きくなっております。

続きまして、15ページです。

1款、4項、1目。町たばこ税です。500万円補正をしております。健康志向ということで、予算上は若干前年並みにしておったんですけども、売れ行きがよくて、500万円増ということで補正をさせていただいております。

続きまして、支出に行きます。

36ページです。

2款。総務費、2項。町税費、2目。賦課徴収費。委託料の入札に伴う不用額ということで38万7,000円減額しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、住民福祉課関係の予算を説明させていただきます。

まず、17ページをお開きください。

11款、2項、1目。民生費負担金、4節の滞納繰越分児童福祉負担金でございますけれども、166万6,000円を計上しております。これは、保育料の今年度収納分の決算見込み額を計上させていただいております。

続きまして、19ページをお開きください。

13款、1項、1目。民生費国庫負担金、1節の障害者自立支援給付費負担金でございます。495万1,000円の減をしておりますが、これにつきましては、障害福祉サービス費の給付見込み額の減による国庫負担金の減でございます。

3節の児童福祉費負担金です。971万の増としておりますが、これは保育所運営費に係る補助額の増による国庫負担金の増でございます。このことについては、支出のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、次のページの20ページをお開きください。

13款、2項、1目。総務費国庫補助金、2節の戸籍住民基本台帳費補助金でございます。253万2,000円の増としていますが、これは社会保障税番号制度導入事業費でございます。国におきまして補正予算が組まれまして、マイナンバーの追加発行のためのカードの製造経費と市町村におけるカードの交付事務に対応するための予算が措置をされました。その補助額を計上しております。

続きまして、2目。民生費国庫補助金、1節の社会福祉補助金です。31万2,000円の減であります。内訳の主なものとして、地域生活支援事業費で226万4,000円の減としております。これは、地域生活支援事業に係る決算見込み額の国庫補助金の減であります。その二つ下の臨時福祉給付事務費。これにつきましては、149万2,000円の増としております。これは決算見込み額による増です。

続きまして、22ページをお開きください。

14款、1項、1目。民生費県負担金、1節の障害者自立支援給付費負担金247万6,000円の減でございます。これは、国庫負担金のほうでも説明しましたが、障害者福祉サービス費の決算見込み額による県費負担金の減でございます。

そして、3節。児童福祉負担金498万8,000円の増です。これは、保育所運営費の事業費の決算見込み額で、県費負担金を増をしております。

続きまして、次のページ、23ページをお開きください。

14款、2項、2目。民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。ここでは、

109万2,000円の減としておりますが、主なものとして、地域生活支援事業費、ここで113万2,000円の減となっております。これも決算見込み額による県費補助金の減でございます。

次に、歳出に移りますけれども、37ページをお開きください。

2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費、13節、委託料です。253万2,000円の増。これは、歳入のほうでも説明しましたが、国の補正予算によりマイナンバーカードの追加発行に要する費用が措置されまして、本町におきましては、人口割で253万2,000円が交付されたわけでございますけれども、これは通知カードやマイナンバーカードの関連事務を運営しております地方公共団体情報システム機構J-LISへそのまま委託料として支払うものでございます。

続きまして、41ページをお開きください。

3款、1項、2目の老人福祉費、13節の委託料でございます。これは、養護老人ホームの入所措置委託料として650万を計上いたしておりますが、27年の当初からしますと、新規の入所者が4名増えたことによる措置の増でございます。

同じページの3目、障害福祉費、13節、委託料でございます。92万4,000円の減としておりますが、主なものとして、日中一時支援事業委託料で109万8,000円の減としております。この日中一時といいますのは、障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、介護者等の一時的な休息の確保を図るための措置でございます。これが当初、4月から9月までの間、かなり利用者が増えておりまして、このままの状態が続くと予算が不足するということから、4月から9月までの半年分の実績をもとに、伸び率で不足額を9月予算に計上したんですけれども、年明けぐらいからですかね、利用者がちょっと減ってきましたもんですから、再調整しまして、今回109万8,000円の減としたわけでございます。

同じ目の20節、扶助費でございます。946万6,000円の減でございますが、主なものとして、介護給付費487万3,000円の減、訓練等給付費502万9,000円の減としております。これも先ほど同じように、今年度前半の利用者がかなり増えたことから、9月に不足額が見込めるといことで補正をかけたわけなんですけれども、これも同じく、年明けぐらいからまた利用者が減ってきたもんですから、再調整をかけて、全体経費を約3%をそれぞれ減しております。

続きまして、43ページをお開きください。

3款、2項、2目、児童措置費でございます。19節、負担金、補助及び交付金、これを

600万円増額をしております。民間保育所運営費でございますけれども、これは国家公務員給与の改定に伴いまして、保育士の人件費の改定が行われましたので、いわゆるその賃金のベースアップということで600万を計上させていただきました。

それから、20節の扶助費でございます。障害児通所給付費173万6,000円の増でございます。これにつきましては、当初の予定しておりました利用人数が、これもちょっと増えまして、決算見込額として増額しないと困難を来すということから、今回の173万6,000円の増額としたわけでございます。

続いては、53ページをお開きください。

8款、3項、2目。河川公園整備事業費で、13節。委託料190万円の減としております。樹木管理の委託料でございますけれども、これにつきましては、従来、専門の造園業者の方に委託しまして、樹木の剪定とか施肥とか委託をしておりましたけれども、今年度につきましては、シルバー人材センターに頼んだところ、安価で作業委託ができましたので、今回190万円の減とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正予算を説明をさせていただきます。

歳出のほうで御説明をしたいと思います。46ページをお開きください。

6款。農林水産業費でございます。3目の農業振興費の中の委託料でございます。有害鳥獣捕獲対策委託料ということで169万3,000円の増というふうに上げておりますけれども、当初、600頭ほどの捕獲頭数を見込んでおりましたけれども、今年度、捕獲頭数が約400頭ぐらい増加をいたしまして、その分の補正でございます。

それから、5目の土地改良費の中の19節。耕作放棄地再生利用緊急対策交付金225万の減でございますが、これは当初、事業実施があるだろうということで、頭出しで事業予算を組んでおりましたけれども、結果的に事業がなかったということでの減額でございます。

それから、次のページの6目。水田農業対策費の中の19節。青年就農給付金300万の減でございます。これも当初、7名分を予算を組んでおりましたけれども、最終的に5名ということで、その2名の分の300万の減ということでございます。

それから、一番下の11目。多面的機能支払交付金事業費の中の19節、191万2,000円の減で

ございますが、これにつきましても、当初、9月の補正で実施をされるということで計上いたしておりましたけれども、結果的に事業実施の調整ができなかったということで、見送りというようなことでの減額でございます。対象地区は金屋地区でございます。

農林課は以上でございます。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

商工振興課関係について御説明を申し上げます。

26ページでございます。

16款、寄附金、1項、3目、商工費寄附金で、競艇事業協力寄附金が、補正前の2,300万から補正後1,000万増の3,300万としております。これは当初、佐々や鹿島市に場外舟券売り場が開設されることに伴い、相当の売り上げ減が見込まれるということで、当初予算には反映させておりましたが、その後の売り上げ状況、1月までの売り上げ状況等を加味いたしまして、この1,000万増を計上させていただいております。

それから、34ページでございます。

先ほど企画財政課長のほうが若干説明をいたしましたけれども、補足になろうかと思えます。2款、1項、19目、地域創生事業の地方創生加速化事業費でございますけれども、この事業につきましては、27年度の国の補正予算につきまして、まず大きな要件といたしまして、官民共同、それから政策連携、それから地域間連携、この三つの要件のうち二つの要件をクリアしないと採択はできないという事業でございましたけれども、それぞれ企画サイド、商工サイドで事業を練り上げて、各自治体から2件の事業申請ができるということでございましたので、それぞれのサイドから事業申請をさせていただいて、商工関係につきましては、波佐見・有田の連携事業ということで、全体で1,620万の事業費を組み立てて申請をしておるところでございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

7款、1項、3目、観光費でございますが、この中で負担金補助金のプロジェクトマップ事業補助金の250万の減でございますけれども、これにつきましては、26年度繰越事業の中で、地方創生事業の中で対応ということで減額をさせていただいております。

それから、15節の工事請負費につきましては、元気な観光地応援事業の施設整備ということで進めておりましたが、今回、歓迎塔あたりの事業費が見込めないということで減額をし

ております。補助対象にならないということで減額をしております。

それから、50ページでございます。

50ページの7款、1項、19節。負担金補助金の企業誘致奨励金でございますけれども、空き工場利活用補助金の100万、それから土地取得奨励金の1,500万の減ということでございます。

それから、28節の操出金につきましては、町営工業団地事業の特別会計の操出金で、これは繰上償還をいたしましたけれども、逡次の新たに組みなおしました償還におきます不足額が発生しておりますので、そのための操出金でございます。

以上です。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、建設課関係の説明をさせていただきます。

まず歳入でございますけれども、19ページの13款、1項、3目。土木費国庫負担金でございます。これは、建て替えを行って10カ年が対象になるということから、山崎、鹿山団地の家賃に対する低廉化事業ということでございます。これは、3月の家賃が確定をしてから提出をするというような格好がございますもんですから、今回、計算によりまして、173万1,000円の減額というような格好になっております。

続きまして、4目の災害復旧費国庫負担金でございますけれども、普通河川村木川の災害が発生をいたしまして、昨年からずっと国のほうとやりとりをやっております。地すべり性であるということから、ボーリング調査等も行いながらやってきたわけでございますけれども、一応12月の段階で地すべりがある程度終息をしたということから、国と協議をいたしまして、2月の5日の日に国から28年災害としての査定を実施をするということになりました。それが3月7日、8日でございますけれども、これに伴いまして、測量設計あるいは地すべりの解析等の資料が必要であったということから今回追加をしております。その部分も補助の対象になるということから、今回、979万6,000円を追加をいたしたところでございます。

続きまして、20ページでございます。

13款、2項、5目です。土木費国庫補助金でございます。御存じのとおり、27年度につきましては、内示率が非常に低くございました。補正を期待をしておったところでございますけれども、それが内示どおりの実績というような格好になった関係で、まず南部線についま

して、国費で270万の減、それから橋梁の修繕関係で70万の減、合わせて340万。それから、都市計画費補助金としまして、西ノ原の土地区画整理事業がございますけれども、これも内示率が非常に悪くて、29.6%だということから、一応、2億要望をしていたところでございますけれども、実際は5,920万というようなことから、国費に換算をしまして、8,448万の減というような格好になっております。

歳出のほうを説明いたします。

52ページをお開きください。

8款、2項、1目、道路橋梁総務費でございますけれども、13節の委託料でございます。これは、道路台帳の補正でございまして、このときに2,360メートルの補正を行ったところでございますけれども、実際よりも安価にできたということから、103万5,000円の減額というような格好になっております。

それから、2目の道路橋梁維持費でございますけれども、先ほどちょっと説明をいたしましたけれども、橋梁の修繕に関わる事業費の割り当てが減額されたということから、その部分の工事費116万6,000円を減額いたしております。

それから、3目の道路橋梁改良費でございますけれども、これも先ほどの額と一緒に、南部線の4,800万から4,350万になったということから、工事請負費の450万の減額。

それから、13節の委託料でございますけれども、これは現在、薪釜線の道路設計を行って、その後に用地測量、分筆登記関係の書類の作成をする関係から、273万5,000円が不足をしたということから、今回補正に計上をいたしております。

それから、54ページをお願いいたします。

8款、4項、3目の土地区画整理事業費でございます。先ほど説明をしましたとおり、要望額2億円に対しまして、内示額5,920万ということで、内示率も29.6%であったということから、委託料、それから工事請負費、それから補償費ですね、この部分で調整を行っております。

それから、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、移転の際に仮設住宅が2戸ございますけれども、それ以上に補償を行った場合に移転先が必要であるだろうということで、民間アパートの借り賃を60万計上しておりました分を、今回不要になったということから、落としております。

それから、次のページの55ページになりますけれども、8款、5項、1目の住宅管理費で

ございます。これは、11節に修繕費を計上をいたしておりますけれども、鹿山団地の建て替え等もございまして、修繕費が実績見込みとしまして100万程度不要になるということを勘案いたしまして、見込額で100万を減額をいたしております。

それから、2目の住宅建設費の13節でございますけれども、実は長野団地の改修計画をする予定でございましたけれども、財源的なものを含めて今回先延べをしたいということから、設計を取りやめまして、116万2,000円の減額というような格好にしております。

それから、64ページでございます。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧事業費でございます。これは、先ほど申しましたけれども、委託料としまして、地すべりに起因するものでございました関係で、地すべりの解析等の業務、あるいは査定設計書の作成等々におきまして必要となりました関係で、今回969万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（平野英延君）

58ページ、10款、教育費につきまして御説明差し上げたいと思います。

58ページ、10款、2項、5目と8目の13節、委託料91万2,000円と80万9,000円の減額でございますが、スクールバスの運行委託料の減額でございます。不用額でございます。当初、運賃改定に伴いまして、バスの運行の、今までは乗車、スタート地点からの試算でございましたけれども、営業所からの試算ということに改定になりまして、その分が基準に設けられておりましたが、その基準額の上限で9月補正をさせていただいておりますけれども、実際は基準額の上限より下回ったということでの不用額が生じたものでございます。

次、59ページ、10款、3目、1項の中学校管理費、18節の備品購入費につきましては、55万8,000円の減額でございますが、9月の補正でねんりんピック対応のポールの支柱を計上いたしましたけれども、既に購入しておりましたバドミントンポールに継ぎ手を設けまして高さをクリアしておりましたけれども、その分で県の審査を受けて、オーケーだということになりまして、その分が不用額になったということでございます。

次の60ページ、10款、4項、1目、25節、積立金、児童文化基金の積立金が、寄附がございまして、その分の増額でございます。児童文化基金の活用事業を行いながらPRを行い、募金を御相談をしておりました。その分の増額でございまして、特に香典返しを、児童文化

のためにといいことで寄附がっております。

次の2目。文化財保護費の委託料でございますけれども、歴史文化交流館の、仮称でございますが、基本構想の策定業務の委託料、入札減でございます。その分でございます。

次の61ページ、10款、4項、3目。国指定史跡の維持管理整備費でございますが、これは上登り窯の整備事業でございますけれども、不用額を落としまして、国の補助金の対象になる分を15節。工事請負費で増額を行って、1メートルでも2メートルでもれんが積工をやろうということで、不用額を落とし、その分を増加して工事を、国庫補助をフルに活用するという考え方で計上しております。

次の4目。総合文化会館管理費でございますが、15節に工事請負費183万6,000円計上いたしておりますが、17年ほどたっております大ホールのメインミキサーが故障をいたしまして、その分の、工事も伴うものですから、工事費に183万6,000円、ミキサーの取替工事ということで計上いたしております。特に、3月末の演奏会、それから4月の頭の総会行事等に間に合うために補正をさせていただいております。

以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

ほかに説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

ないようですので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

26ページ、16款の寄附金の件です。ここで、当初予算が商工寄附金が2,300万でしたが、ここで1,000万の追加で3,300万ですね。こうなったと思うんですが、4,600万の総合計になっております。これが補正前の額によると下が3,400万になっておりますが、2,400万に総計がなるんですが、何かこれ私、1,000万の、どっかに補正までの金額があるのかどうか、ちょっとわかりませんが、その御説明。

それからもう一つ、下げた理由はそうでありますが、その点でまだできてないのか、売り上げ上がったというようなことでありますが、変わらなかったということですね。

その件の説明と、もう一つここに、ふるさと応援資金というのが寄附金にはあろうかと思いますが、一応予定では300万の予定をされております。これについての年次的に補正の金額はなかったものかどうか。補正に上がるような金額が来なかったものか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

26ページ、寄附金の総額、補正後が4,639万1,000円、これを今回の補正額を足すと3,639万1,000円だから、差額は何かということですが、ふるさと納税の寄附金がここに入っております。今回はふるさと納税の寄附金の補正はございませんので、表に出てきておりませんが、差額はふるさと納税の寄附金でございます。

以上です。

○11番（大久保 進君）

その後の寄附金はなかったんですか。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

今回、補正はございません。なお、最終的に年度末の状況を見て、専決で補正があるかもしれない。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかはないですか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今の26ページの、もう一度、商工費寄附金の競艇事業協力寄附金なんですけど、当初は佐々と鹿島がオープンすることでちょっと低く見積もってたと。なぜ予定どおりといいますかね、あんまり変わらないぐらいに入ってきたのかという分析はされているのかどうか、その辺をもう一回ちょっとお聞かせいただきたいと思いますのと、6ページに戻ってください。繰越明許費の6款、農業費の中の農村改善センターホールの冷房機改修事業なんですけど、1,400万ついでますが、これはどのように最終的にされるのか。時期と工法について教えてください。

それと、8款の土木費、西ノ原土地地区画整理事業の説明の中で、移転交渉に不測の日数がかかったということなのですが、これは来年度になったら早い時期に行われるのかどうか、その辺のところはわかれば教えていただきたいと思います。

それと、49ページ、7款、1項、3目の観光費。これ、説明がなかったんですけども、14節の使用料及び賃借料のW i F i サービス機使用料というのがあります。これについての説明と、今後W i F i についての考え方、整備についてのことをお知らせいただきたいと思います。

一応、それぐらいでお願いします。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

まず第1点目の26ページ、商工費寄附金の競艇事業協力寄附金についてのお尋ねでございますけれども、当初予算を計上する際には事業者と、事業者と申しますか、サンシーエイトさんと今後の売り上げ見込み等をお聞きしまして、若干それに厳しい分を加味いたしまして、低目の設定をいたしておりました。実際、9月に佐々がオープンした際には約15%の売り上げ減となっておりますし、鹿島がオープンいたしました12月にも十二、三%の売り上げ減ということになっておりました。それから、1月分につきましては23%の売り上げ減というふうになりまして、そういうながらも、やはり事業者さんといたしましては、お客様の取り込みのために施設整備スクリーンを大型化するなどして、来場者が快適な時間を過ごせるようにとういうことの企業努力をされまして、そういったものが反映されたのが、急激な売り上げ減にならなかった要因かなというふうなお話をしたところでございますが、先ほど言いましたように、1月分につきましては23%という大きな落ち込みがございますので、今後、2月、3月についてはこのような流れになるのかなというふうな若干の不安を持っているところでございます。

それから、歳出の49ページの7款、1項、3目、観光費の中で、14節、使用料及び賃借料のW i F i サービス機器使用料でございますけれども、これは当初予算では12節の役務費の中で通信料と勘違いいたしまして12節のほうに計上いたしておりましたけれども、実際は機器の使用料が発生するというので、これを組み替えさせていただいて、14節のほうに組み替えをしたというところでございます。

それから、今後のW i F i 整備についてでございますけれども、現在、県の事業等、ある

いは地方創生事業を活用しながら、各事業所さんの店舗であるとか、あるいは、何といたすか、展示場あたり、特にお客様がお見えになるところについては、町も独自の補助金を設けながら積極的に展開をしていきたいという流れでございますし、特に中尾山につきましては、波佐見町におけるW i F i 整備の先進事例ということで、県のいろいろな相談事業を活用しながら現在進めておるところでございます。今年度末までには、相当の整備が行き届いて、町内でも屈指のW i F i 地区になるんじゃないかなというふうな思いがいたしております。次年度以降につきましても、それぞれ予算化しておりますので、特にインバウンドに限らず、今の若い方、特にスマートフォンあたり、情報発信が非常に有効になされておりますので、このW i F i 整備は重要かというふうに捉えております。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

6 ページの繰越明許費の中の改善センターの冷房機の改修事業でございますが、これにつきましては、12月に改修工事ということで補正を御決定をしていただきましたけれども、その後、るる御指摘があったことにつきまして検討をしまいいってきております。地熱を利用したものとか、エアコンにした場合とか、そういったものを検討してまいりましたけれども、まずエアコンにした場合の経費が3,000万ほどかかるということと、高天井ということではなかなかエアコンではそういう効果が薄いというようなことと、暖房機のボイラーを改修して時期がそうたっていないということで、エアコンを設置しますと、そのボイラー自体がもう死んでしまうというようなことで、最終的には現在の方式のチラー方式で水を循環させてやるほうが費用対効果としていいだろうということで方針を出したところでございます。時期的には、4月に入りまして早々に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

6 ページの繰越明許費でございますけれども、西ノ原土地区画整理事業の部分でございますが、交渉時におきまして、大方の承諾はいただいておりますけれども、何分、予算が限られております分ですから、28年度とあわせた形の中で契約をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後 1 時 57 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

今井議員。

○7 番（今井泰照君）

35 ページ、2 款、1 項、の 16 節。原材料費ですけども、ここに 100 万上がってますが、移住定住対策改修原材料費ですね。これは、ある程度入る方が決まって改修をされるものか。

そして、その下の 18 の備品購入費、ここに電動アシスト自転車購入費とありますけども、用途はどのような目的なのか。

そして、その下の免税店備品購入費について、説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

失礼しました。35 ページの 16 節。原材料費ということではよかったでしょうか。これにつきましては、移住定住対策の改修材料費としておりますけれども、基本的にはここは空き工房の改修ということで考えておりまして、この原材料費を計上しておりますのでございます。ですから、これが空き家にしても、まだ誰が入るとか、そういったことではございませんで、今後、改修をしながら PR をして、そこに誘導をしていくという考え方でございます。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

同じく 18 節の備品購入費でございますけれども、まず電動アシストつき自転車につきましては、基本的には陶芸の館に配備をいたしまして、ここから周遊されるお客様にお貸し出しをしたいというふうな考えを持っております。

台数は、今のところ計画では 5 台、とりあえず 5 台を予定をいたしておりますが、27 年度の予算におきましても、元気な観光地づくりの中で、現に、現在もう 7 台の備品契約、購入契約をいたしまして、まもなく導入予定でございまして、合わせて 12 台になろうかと。ただ、これは事業の認可がとれての話でございますので、この 5 台につきましては、まだ国の決定

がなされていませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

それから、免税店の備品購入ということは、現在、非常にインバウンド対策といえますか、この免税店についても、県のほうも積極的に取り組みを進めております。これも一番交流拠点となっております陶芸の館のくらわん館あたりで、こういった取り組みができないかということで、レジあたりの備品、あるいは重機あたりですね、そこら辺を考慮しながら取り組めればよろしいのかなというような考えでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

33ページの6款の委託料、マスコットキャラクターの制作業務委託料というのが25万5,000円上がってるんですけど、これはちょっとまた追加した何か業務をされるのかどうかについてお知らせをいただきたいと思います。

それから、35ページのコンプラ灯籠PR等業務委託料と、その下の14節のコンプラ灯籠のPR等借り上げ料、これについてはちょっと説明をお願いいたします。

それから、48ページになるんですけども、これにはちょっと上がってないんですが、先ほど総務課長とか企画財政課長、あるいは商工課長、国の補正によって申請をされたと言ったことがあったわけですけども、ここで林道、特に町長の施政方針にもありましたように、路網の整備等について、多分、国の森林整備事業の補正がかなりあったと思うんですけども、これについて上げられなかったという、あるいは県に対して、国に対して要望されたのかどうか、そのあたりをお知らせいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

まず1点目の33ページの2款、1項、6目、13節、委託料のマスコット制作業務につきましては、既に26年度の事業でマスコットキャラクターの着ぐるみ1体を制作をしておりますけれども、大変、持ち運びといえますか、ちょっと不便な状況でございます。で、もう1体、27年度予算で購入、エアータ입を作製しましたけれども、その不足分を計上をいたしております。

それから、2番目に35ページの19目の13節、委託料につきましては、これはコンプラ灯籠

PR業務委託料ということで上げておりますが、これは地方創生の加速化交付金の要件が、先駆的であったり、地域間連携、それから官民連携、政策間連携ということで、通常の焼き物のPRということでは採択は全くかないません。そういったことで、コンプラ瓶を改良したコンプラ灯籠というのは御存じかと思えますけれども、そのPR活動ということで、それを中心にしたイメージ映像とかLED製品とか、そのPRをするための企画コーディネーター、そういったものの予算として、その業務をそれぞれ委託をする形でこの予算を計上しております。

また、コンプラ灯籠のPR等借上料、14節のほうにつきましては、モニターツアーのような形で、その場合の参加者の宿泊所だとか、その会場、工房、そういったものの借り上げ料として計上をしておるところでございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

48ページの部分でございますけれども、ここに補正を上げておりますのは、治山林道協会負担金の25万の減額でございますが、これにつきましては、森林の制御集約化の事業につきましては、県の林業公社が主体的にやっております、この事業の実績によります減額でございます。

先ほど御指摘があった国のそういった補正事業の検討につきましては、特に森林計画等につきましては、森林組合が経営計画、あるいは今申し上げました施業のそういう推進計画につきましては県の林道公社が実施をするというようなことで、今回の国の補正につきましては、特に県のほうには要望いたしておりません。

○議長（川田保則君） 石峰議員。

○3番（石峰 実君）

その路網整備等についての要望は、町から上げるべきじゃないですか。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

本来、そういう形になると思えますけれども、特に、今、承知しているのは、そういった事業があるということが私自身も把握しておりませんし、私の見落としかもしれませんし、そういった情報が入ってきてないという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

53ページをお願いします。8款、土木費、3項、河川費の2目、河川公園整備事業費の中で委託料の樹木管理委託料。説明によりますと、ことしは専門業者からシルバー人材へ移行したという話で、もちろんその費用、支出を抑えるのは大切なことで、その件に関しては全然やぶさかじゃないんですが、ただ、従来、専門業者にやられた分をなぜシルバーにやられたかという、従来、シルバーと専門業者のすみ分けの問題もありますので、その辺が1点。

シルバーにやったときに一応懸念されるのが3点ありまして、一つが、従来、業として許可されていたところに発注をしていたのをシルバー人材センターにやったということは、センターが業として許可を持っているのかという確認が一つ。

それから2番目は、河川の樹木ですから、高い所に登ったり、電動工具を使ったりしますよね。そのときに、もし事故が起こらんとも限らんわけですから、事故が起こったときには、業者は業者の労災とか、あるいは一般の保険で対応しますが、そういう備えがシルバーにあるのかというのが2点目。

それから3点目は、樹木、生き物ですから、作業の仕方によっては枯れたり損傷を与えたりするんですが、その場合、通常の専門業者だと瑕疵がありますから、できるだけ業者のほうで植えかえをしたりというところもあるかと思うんですが、そういう作業ミスに対する樹木の損傷だったり、あるいは枯渇だったりしたときの対応あたりは、シルバー人材センター、備えているのかどうかの確認です。

以上です。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま御質問がありました件ですけれども、これまで業者の方に委託していた分を27年度にシルバーさんに頼んだ経緯でございますけれども、27年度の樹木の剪定に当たりましては、従来からいろいろな各方面、地域住民の方からいろいろ、適期の剪定ができてないとかいう苦情もありましたけれども、その中に、ツツジがかなり茂って、繁茂して、通路が狭くなっているということがありましたので、27年度は表面の剪定と側面のかんりの切り込みを

入れる作業が必要だろうと。そういった作業を従来の業者さんに頼んだときに、今組んでいる予算をオーバーするんじゃないかというふうな懸念があつて、担当がちょっとシルバーさんに見積もりを依頼したところ、かなり安い価格でできますよという御提案があつたということでしたので、予算の兼ね合いから、そういうふうにさせていただいたわけでございます。

それから、業としての資格を持っているかどうか。今、ちょっと確認をしておりますので、お待ちください。

労災は、当然、シルバー人材センターのほうでかかっているかと思ひます。かかっております。

それから、作業ミスがあつた場合の対応ですたいね。につきまして、今回、初めてシルバーさんに頼んでおりました、作業を行っていただいたわけですけれども、業者さんにしていただいた内容と遜色ない工事が、事業ができていふうなことでありますし、今後、ちょっとそういった作業ミスがあつた場合の対応というのを、まだ今後としても考えておりませんでしたので、今後詰めていきたいと思ひております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

33ページお願いします。ちょっと説明がなかなかわからなかったものですから。19節の負担金、補助金及び交付金ということで、21世紀まちづくり支援事業補助金171万、これ丸々なんですけど、説明によると、これは中尾の煙突の景観整備なんだろうけど、事業が取り下げられたということですから、ここは危険でもあるっていうことを前おっしゃったような感じがするんですけど、その取り下げた理由と、また今後どういふうな計画を持たれているかと、35ページをお願いいたします。

35ページの委託料、上から来て、13の委託料なんですけど、地域間の連携推進業務委託料1,242万、これなんですけど、マーケティングとかインターネットとかおっしゃって、有田インターの第2交通アクセスとか何かおっしゃったものですから、どういふうな内容を考えておられるのか、もう少し詳しくお願いいたします。

それと、46ページをお願いいたします。目の道路改良なんですけど、19節の負担金、補助金及び交付金の中で説明いただきました耕作放棄地再生利用緊急対策交付金225万、これは

丸々なんですけど、事業がなかったということなんでしょけど、耕作放棄地は農業委員の皆さんとかいろいろな方々が調査とか計画を立てておられたと思いますけど、この辺の予算を立てて事業がなかったということはどういうことか、ちょっとお願いしたいと思います。

それに、47ページ、一番下です。これも負担金のことで、多面的機能支払交付金（共同活動）ということで、補正をしたが、事実上見送りになったということですから、その辺のいきさつを御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

33ページの企画費、19節の負担金及び交付金ですね。その21世紀まちづくり支援事業費補助金の件についてですが、これにつきましては、先ほど説明いたしましたように、中尾郷にあります煙突、景観資産に指定されているということで、この補助金の対象になるわけですね。県のほうと町のほうで補助金を出して、それに地元負担金が伴うものでございまして、これをやってみたいということであったわけですが、地元、また所有者、また自治会等に負担が生じるということで、検討を重ねたところ、ちょっとどうしてもその負担がかなわないということでありました。

今後、先ほど言われたようなこともありますので、十分地元とも協議しながら、何とか工夫をして対応できないかということを経元とまた今後詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君） 商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

35ページの13節、地域間連携推進業務委託料についてのお尋ねでございますけれども、これは町長も施政方針の中で申しましたように、次年度、28年度におきましては、JRのDestinyネーションキャンペーン、あるいは有田焼創業400年祭が大々的に開催されるわけですが、今、波佐見町にお越しのお客様はほとんどマイカー利用かと思っておりますけれども、今後そういったJRを御利用のお客様の誘客対策として、有田駅から途中インター、あるいは陶芸の館、最終的には中尾というふうな、つなぐ、土日だけでも乗り合いタクシーを運行できないかと。この試行事業をやってみようかという計画でございます。

ただし、これを実施するまでには、若干クリアすべき課題がたくさんございまして、波佐

見あるいは有田にございますそれぞれの地域公共交通会議の中での承諾が必要になってまいりますし、実際、運行しております事業者、タクシー業者、こういった方の、波佐見の業者あるいは有田の業者、こういった方々の承諾も非常に必要になってまいりますので、一朝一夕には進まないと思っておりますけれども、できればそういった誘客が図れるような施策といたしますか、試行的に実施してみたいという計画でございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

まず1点目でございますが、46ページの耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の件でございますが、これにつきましては、ここ数年、この事業を活用されて造成をやられたり、あるいは牛の放牧地のそういう施設をつくったりとか、耕作放棄地の事業を展開してこられたんですが、今年度につきましては、そういった事業をやりたいというような地主の方が出てこなかったということで、いつでもそういう事業をやりたい方に対する交付金を準備をしておいたわけですが、利用がなかったということでございます。特に、この事業は95%の補助が用意されておりますので、そういった方がいらっしゃれば、非常に有利な補助事業ということになっております。

それから、47ページの多面的支払交付金でございますが、これも先ほど申しましたように、金屋地区のほうでそういった申請をやりたいというような動きがありまして、補助事業の申請時期が、6月ぐらいまでがそういう締め切りの時期でございましたものですから、そのときには事業をやりたいというような話がありまして、補正に上げさせていただいたわけですが、なかなか事務的にやるのがなかなか厳しいというようなことで、会計処理をしたりとか、そういう実績の報告書をつくったりとか、そういう方がなかなか見つからなかったというようなことで、最終的には断念をされたということで、そういう体制的に今後整えば進めたいという意向もございますので、そういったことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君） 藤川議員。

○6番（藤川法男君）

その中尾の景観に伴う煙突なんですけど、地元負担ということですから、地元負担は何割ぐらいの補助率といたしますかね、負担をしなきゃならないのかということと、今、農林課長がおっしゃった、最後のほうの金屋郷の多面的ですね。なかなか会計処理とか報告書は、やはりどこの地区でも、特に農業関係の方々を寄ってするときには、補助金をもらうときにも、

なかなか書き方がわからないとか、そういう報告を加味して、なかなか苦手っていうのがちょっと聞こえてきますんで、そこらあたりも、1から10までということはできんでしょうけど、補助金を使われるような会計処理の教え方っていいですかね、指導を今後必要じゃないかと。やっぱりこういう方々は、ある程度年配の方が多いものですから、ぜひ検討をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

この21世紀まちづくり事業につきましては、先ほど言いましたように、県の補助金と町の補助金、3分の1、3分の1を補助しまして、3分の1を地元負担ということになっております。その辺がちょっと負担になったということで、断念したところでございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今、御指摘をいただいたとおりでございます。非常に地域にとりましては、そういった事務処理が非常に支障を来しておるというのが実情でございます。

実は、昨日もこの多面的の事業につきまして、実施をされておる地区の皆さん方を寄っていただいて、今後、実績報告の時期にも来とるものですから、そういった説明会を開催をしたところでございます。当金屋地区におきましては、以前は農地・水保全事業ということで取り決めをされとったんですが、その当初は、事務にたけた方がいらっしやいまして積極的にされとったんですけども、今現状はそういうふうな状況でございますので、可能な限り支援をしてみたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

ほかに。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

二、三点ちょっとお伺いします。ページ数は32ページ。1目の一般管理費ですけれども、12節、役務費ですけれども、120万4,000円増額されております。この役務費の通信運搬費が、26年度決算でも1,037万5,000円ということで26年度決算になっておりますが、これは1号補正、今度は4号補正でさらに120万4,000円補正されたわけなんですけれども、この通信運搬費が例年よりも増額してきた経緯というのは、何か理由があるのか、その辺をお教えいただ

きたいと思います。

それから、5目の財産管理、13節. 委託料。庁舎保安警備委託料が42万、今回増額補正されております。大体、庁舎の保安警備委託料なんかは大体年間通して、ほとんど一年契約で、ほとんど変わらないのではないかなと思うんですけども、どういう理由で42万も今回増額しなければならなくなったのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

それから、47ページの6目の水田農業対策費の19節. 負担金のところですけども、この青年就農の新規就農者の給付金が、大体毎年のように年度当初から目標を当然持ってされるんでしょうけれども、結果的にはこれが現給付から増えなくて、全て落とすというふうな状況ですね。それで、恐らく新しい後継者育成の掘り起こしなんかはされているのか、その辺が非常に疑問に思うところと、現在の農林課の体制で、日常の業務に追われて、いろいろな新しい農業振興策になかなか手をつけていけないという状況があるのか、その辺が非常にちょっと疑問に思うものですから、この辺なぜ達成ということはないでしょうけれども、一人でも、これは毎年のようにここが予算は上げるけれども、最終的には落とすというふうなことがあるんですけど、この辺の原因をどう捉えておられるのか、ちょっと考え方があればお教えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

32ページの一般管理費の12節でございます。通信運搬費を120万4,000円増額いたしておりますけれども、細かい分析はいたしておりませんけれども、増えているのは、いわゆる郵便料でございます。月額でいきますと10万ぐらいずつ増えるということになりますけれども、何の項目で郵便料が増えているかっていうところまでは、ちょっと理由が突き詰められておりませんので、中身については、今後も研究をしてみたいと思います。増えているのは郵便料です。

それから、5目の財政管理費の中で、委託料42万、庁舎の保安警備委託料を42万補正いたしておりますけれども、これは当初予算の際に、予算計上する際に単価を誤っておりまして、平成26年度から1日の平日の分の単価を5,700円から7,500円に引き上げたんですけれども、予算の積算をする際に、単価を前のままの数字をそのまま使っておりまして、通年予算にならずに、不足したものを今回計上したというものでございます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

青年就農給付金についての御質問でございますが、これにつきましては、平成24年度から制度が、制度と申しますか、対象者の方が出てこられたかと思っておりますが、現在5名ということでございます。27年度につきましても、1名の方が新規でこの給付金を受給をされておるということでございます。

いろいろな機会を捉えまして、この給付金制度につきましては制度周知をいたしておるところですけれども、基本的には自らがそういった給付金を受けてやろうという意思決定が第一だろうと思っておりますので、行政サイドから、やりなさいとかそういったことはまず言えないだろうし、自らがそういうやる気を持って農業をやっていこうということが前提にございますので、待ちの姿勢と申しますか、そういった状況でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

体制的にはどうなのかということでございますが、限られた職員でございますので、できる限り、与えられた職員の体制で頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君） 古川議員。

○4番（古川千秋君）

今、農林課長のほうからそういうふうに、この農業者新規就農者の件はありましたが、地方創生事業でも本町の場合も、この青年農業者新規就農者の掘り起こしというのは重要な施策の一つとなっておるわけですね。今計画をされておりますが、そういうふうな観点からでも、もう少しやはり力を入れて、これを取り組んでいかなければいけないのではないかなと思っておりますし、さらに、やはり窯業とかそういう観光、三本の柱の中で、やはり農業という一つの支点が重要視されてるわけですので、その辺も今後十分考慮されて、農林課の職員さんも大変ですけれども、ひとつそういうふうなものを、もう一回、28年度からしっかり取り組んでいただければと思っておりますので、27年度のその辺を十分分析をしていただいて、今後に生かしていただければと思っております。よろしく願いしときます。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

そういった意識を持ちまして、今後の業務に携わってまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君） 尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

46ページをお願いいたします。この6款、1項、これの3目の委託料の件で、先ほど御説明はございましたが、有害鳥獣の捕獲対策の委託料なんです。当初600頭を見込んでましたが、400頭増えたということです。現在、600頭の内訳といたしますか、大体、イノシシがどのぐらいとれてというのがもしわかられたら、御報告をお願いいたします。

それと、今後、400頭の件なんです。今、何が一番よくとれて、苦勞なさっているのかというのがございましたら、お願いいたします。

○議長（川田保則君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

イノシシの内訳といたしますか、当初は成獣と幼獣というのがございまして、予算で組んでおりましたのは成獣の分ですね。といたしますのが、補助金の額が成獣と幼獣、いわゆるウリボウでございしますが、額が違うもんですから、当初予算につきましては成獣の、当初630頭を見ておりましたけれども、その成獣のほうが減っております。成獣が167頭減になりまして、幼獣が560頭増えたということでございます。630頭から167頭を引きますと、463頭が成獣でございまして、560頭が幼獣でございます。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの百武議員さんの御質問に回答漏れがあつりましたので、その件でお答えをさせていただきますと思います。

まず、シルバー人材センターが業としての資格を有しているかということでございました。造園工事業という内容を調べてみますと、整地、樹木の植栽、景石の据えつけ等による公園、庭園の築造、あるいは道路、建築物の屋上等を緑化し、または植生を復元する工事というふうなことがあります。シルバー人材センターは、この業の資格は持っておりません。ただし、剪定業務はそれには当たらないという判断のもと、この整備事業を受注したということでございます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

業としては持たないって御回答ですよ。それはそれで結構なんで、解釈も結構なんだと思うんですが、今までは、そしたら専門業者は造園業者を指名して、見積もりをとっていただけですよ。その辺との整合性はどうなりますか。

○議長（川田保則君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問ですけれども、確かに、何といたしましょうかね。とにかく予算の関係上、ツツジの幅を狭めるための工事をちょっとしなければならぬと。かなりの総延長ですので、一般の業者さんに頼むと、かなりの費用がかかるだろうということで、現計予算ではそれが対応できないだろうということから、シルバー人材センターにも設計見積もりをとって、それが、その作業を含めてもかなりの、予算の範囲内で行えるということでしたので、頼んだということでございます。御理解をよろしく申し上げます。

○議長（川田保則君） 百武議員。

○1番（百武辰美君）

そういう解釈ならそれでも結構なんだろうが、それなら、例えば、今やってる町道の樹木の管理ですよね。そういうところも、場合によっちゃ、見積もりかけて、同じ業務ですから、しているところもありますよね。その辺との整合性をよくとっていただいて、きちんと説明がつけるような、例えばシルバーに出す分には直営方式にして、例えば人件費で支出するかという方法もありますんで、きちんと説明できるような方法で業務を執行していただきたいという希望がありますんで、よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君） 財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

済みません。経過は住民福祉課長が申したとおりでございます。住民福祉課が積算した内容が設計書が上がってきまして、それにシルバーの見積もりがついておりましたので、そちらが安価だったのでいいだろうということでお話をいたしました。今までの経過はそういうことであって、ほかの整合性はどうかだということも論議をいたしましたし、これは当初予算も実はそういうふうにしております。河川公園の関係についてはですね。シルバーさんの状況を見ながら、結果的にどうするかということ、28年度中においても検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

61ページをお願いします。10款、教育費、4項、3目ですね。国指定史跡管理整備費の御説明いただきました15節です。工事請負費の国指定史跡保存整備工費についてなんですが、れんが積みを増加すると言われましたけども、内容の詳しい内容と、今後、上登り窯のこともなんでしょうけども、完成に向けて、最終形に向けて、どれぐらいのペースで行かれるのか、予定どおりいってるのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今、三十数段ほどある登り窯の各部屋のれんが積工をやっておりますが、ほぼ4分の3ほど完成して、用地交渉ができてないところは残っておりますけれども、できてる分を精いっぱいやるということの考え方で、何筆かははっきり申し上げられませんが、そういう形でのやり方をしていくと。

今後におきましては、今、作業道でセメント舗装をしておりますけれども、あれを高齢者でも進みやすいように、一般の方でも歩きやすいような、真ん中に階段を設けておいて、作業道になるわだちですか、その部分をちゃんと舗装していくという部分が一つ。

もう一つは、物原がございますが、物原がそのまま見れるというのは、なかなか工法的に無理なもので、写真等で調査した部分を展示をして、物原公園から、ここにはこういう遺物があるというのを見れるようにしていくと。なお、上部のほうに、谷合までかなり高うございます。そこに手すり等を安全整備をしていくというのが、大体これを28年度事業で考えておるところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに。

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

同じく61ページの4目なんですけども、総合文化会館管理費の19節、備品購入費、図書館図書2万円ってあるんですけれども、予算では図書購入費というのはいつも出てないんですけども、今の時期、なぜ2万円なのか。多分、単行本だと1,500円ぐらいだったら、10冊前後。本というのは、多分毎日ちゅうか、出てると思うんですけど、急に出たのは、よっぽど重要な本だったのか、絶対今買わなくちゃいけない本だったのかですね。それと、2万円が

全体のどのぐらいの割合に当たるのか、お願いいたします。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（平野英延君）

61ページの図書購入費の部分の2万円でございますが、これは毎年、アルミ缶回収した分の収益を寄附いただくと。指定寄附で、図書購入費という指定寄附がございますので、その分を即実行するための2万円。例年だったら、学校におきましても、何十万、学校別に何十万の購入費を上げておりますし、文化会館におきましても、100万単位の予算を計上いたしております。そういうことで、本来だったらそういう形で早目に購入をしながらやってるわけですが、言いますように、アルミ缶回収の収益金を毎年寄附するという分でございます。

○議長（川田保則君） 中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

この字面だけ見たら、どうも誤解というか、今私が言ったような感じで。そしたら、本を買うほうから来てるわけではないわけですね。

○議長（川田保則君） 教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今おっしゃるように、寄附金からこの図書購入費として計上するという形でございます、御理解いたきたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。15時10分から再開します。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第10号

○議長（川田保則君）

日程第9. 議案第10号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第10号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,180万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億7,591万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳入につきましては、主なものは、療養給付費交付金、一般会計繰入金の減額、基金繰入金の増額で、歳出につきましては、主なものは、退職被保険者療養給付費、一般及び退職被保険者高額療養費、平成26年度事業費確定に伴う療養給付費等国庫負担金返還金などの増額と出産育児一時金及び予備費の減額でございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款. 療養給付費交付金、1項、1目. 療養給付費交付金から3,510万2,000円を減額し、5,146万9,000円とするものです。これは、平成27年度の給付見込みなどに伴う概算交付額の決定によるものでございます。

10ページをお願いします。

9款. 繰入金、1項、1目. 基金繰入金に5,995万円を増額し、6,000万円とするものです。

これは、療養給付費交付金の減額及び平成26年度事業費確定に伴う療養給付費等国庫負担金の返還金が多額であり、財源不足を補うため、基金を取り崩すものでございます。

次ページをお願いします。

2項、1目．一般会計繰入金から260万9,000円を減額し、1億375万9,000円とするものです。これは、平成27年度における出生数の減少が見込まれることにより、出産育児一時金相当分280万円を減額するものです。

15ページをお願いします。

歳出でございますが、2款、1項、2目．退職被保険者等療養給付費に797万5,000円を増額し、5,997万5,000円とするものです。これは、平成27年度の給付費見込み額の増加によるものでございます。

5目．審査支払手数料から146万9,000円を減額し、215万円とするものです。

16ページをお願いします。

2項、1目．一般被保険者高額療養費に168万8,000円を増額し、1億4,608万8,000円。2目．退職被保険者高額療養費に185万6,000円を増額し、1,035万6,000円とするものです。これは、平成27年度給付見込み額の増加によるものでございます。

次ページをお願いします。

4項、1目、収入で申し上げました出産育児一時金から420万円を減額し、420万5,000円とするものです。これは、平成27年度の出生数が減少が見込まれるため、当初20名計上していた分を半分の10名に計上しております。

24ページをお願いいたします。

11款．諸支出金、1項、1目、償還金に2,566万9,000円を追加し、2,576万9,000円とするものです。これは、平成26年度療養給付費等国庫負担金の確定により、国及び県への返還金が生じたため、増額するものでございます。

次ページをお願いします。

12款、1項、1目．予備費から889万4,000円を減額し、1,513万4,000円とするものです。

以上で、平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第11号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第11号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,265万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億4,463万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては、介護給付費国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金の減、歳出につきましては、主なものは、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費の減でございます。

それでは、6ページをお願いします。

歳入でございます。3款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金から2,221万5,000円を減額し、2億1,698万4,000円とするものです。これは、国庫負担金の平成27年度概算交付決定によるものです。

次ページをお願いします。

4款. 支払金交付金、1項、1目. 介護給付費交付金から4,428万3,000円を減額し、3億1,187万7,000円とするものです。これは、平成27年度概算交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

5款. 県支出金、1項、1目. 介護給付費負担金から1,629万5,000円を減額し、1億5,790万4,000円とするものです。これも平成27年度概算交付決定によるものでございます。

次ページをお願いします。

6款. 繰入金、1項、1目. 介護給付費繰入金から900万円を減額し、1億5,000万円とするものです。これは、平成27年度精算見込みによる減額でございます。

13ページをお願いします。

歳出でございますが、2款. 保険給付費、1項、1目. 居宅介護サービス給付費から2,500万円を減額し、5億2,800万円。3目. 地域密着型介護サービス給付費から4,930万円を減額し、2億1,270万円、施設介護サービス給付費から2,000万円を減額し、2億4,200万円、居宅介護住宅改修費に150万円を増額し、550万円とするものです。これは、介護サービス等の諸費の給付状況により増減を行ったものでございます。

19ページをお願いします。

3款、3項、1目. 指定介護予防支援事業費に30万円を増額し、749万2,000円とするものですが、これは11月に実施されました会計検査院実地検査の折に指摘があったもので、介護予防支援業務、ケアプラン作成でございますけれども、の一般職の従事状況に応じて給料を計上することが求められたことにより、計上するものでございます。よりまして、給与費に45万円、一般職1名分を計上しております。

以上で、平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

13ページですね。保険給付費ですが、マイナスにこれだけなったというのは、制度の改定なのか、利用者がこれだけ少なかったのか、ちょっとそこら辺の説明をもう一回お願いしたいと思いますが、今後、こういう予算から減がなると、予算措置に対しての今後の見通しということは、どういうふうになるかお伝えいただきたいと思います。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

給付費については、当初、第6期の計画では27年度は約13億円を予定しておりましたが、27年度の予算を立てる段階で、そこまでは行かないだろうということで、12億約2,000万ぐらいで当初予算を組んでおります。その後、計画では、当然、高齢者が増えていけば認定者も増えていく状況が考えられましたので、ある程度の増は見込めるだろうと思っておりまして、実際に高齢者は増加をしております。けども、認定者、認定率について、平成26年度が約19%弱、18.9だったのが、28年になりますと、それより減少した18.5ということで、逆に認定率が下がってきている。下がるということは、いいことだと思っております。それにつきましても、認定者数もそんなに多く伸びてない。これは1月現在ですけども、808人が810人。二人しか増えてない。それで、サービスを受けられる方、これ、1月段階ですけども、649人が656人ということで、これも7人ぐらいしか増えてないということで、当初予定をしていたそういう認定者の増加とか、サービスを受けられる方の増加っていうのが、どっちかという鈍化をして抑えられてきているという状況で、今回も約9,000万強の給付費の削減をすることができたということでございます。

○議長（川田保則君） 藤川議員。

○6番（藤川法男君）

関連になりますけど、13ページの3目の地域密着型サービスのことで、地域密着ですから、夜間の対応の訪問介護とか多機能とか。今度、認知症あたりが非常に問題になっておりますんで、こういう地域密着型が今度増えてくるって思うんでしょうけど。一番この中で、地域密着型で利用が多いのはどういうふうなことが一番多いんでしょうか。わかれば教えてください。

○議長（川田保則君） 健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

地域密着型介護サービスについては、まず認知症対応型のグループホーム、それが3カ所。それと、小規模特養、これ、19名以下の特別養護老人ホームですけども、それが1カ所。その4カ所が現在あります。それと、6期計画で新たにつくっております小規模多機能型居宅介護サービス事業所というのが、当初はもう少し早く開設する予定だったんですけども、ぎりぎりの3月後半に、今、建物はほとんど建ってると思うんですけども、開設が3月ぎりぎりになるからというところで、この分をちょっと予算の中にある程度入れてたもんですから、それが少なくなってきた。その分については、ゼロでございます。

それと利用率ですけれども、グループホームについても、小規模特養についても、ほぼ定員になってると。時々、病院等に行かれるときに空きがある程度で、ほとんど定員になっているという状況でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成27年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号

○議長（川田保則君）

日程第11. 議案第12号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第12号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億4,947万7,000円とするものでございます。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為として、第2条地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為についてですが、事項としまして、波佐見中央浄化センター機械警備委託料、2番目にポンプ場機械警備委託料。この1番、2番は、一般会計の公共施設と一括契約をするために、下水道施設分をここに計上しております。

次に、補正の内容について説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款、1項、1目、補正額58万の増とするものです。受益者負担金の増によるものでございます。

8ページですけども、1目、下水道使用料、補正額110万3,000円の増とするものです。これも、下水道使用料の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款、1項、1目、補正額209万5,000円の減です。これは、実績見込みによる減額によるものです。

11ページ目をお願いいたします。

歳出ですが、1款、1項、1目、一般管理費、2目、管渠管理費、3目、処理場管理費、これについては、決算見込みによる増減を行うものです。

次のページ、12ページをお願いします。

2款、1項、1目、管渠建設費、これについても、決算見込みによる減額を行うものです。

なお、給与手当等については、14ページから15ページに明細を掲載しておりますので、ご

らんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号 平成27年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号

○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第13号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

それでは、議案第13号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,256万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,300万円とするものでございます。

それでは、歳入の7ページをごらんください。

2款、2項、1目。不動産売払収入から6,500万円を減額いたしまして、ゼロといたします。これは、当初見込んでおりました、当初予算に上げとりました5,000平方メートル分の売却見込みがないということで減額するものでございます。

続きまして、8ページでございます。

8ページにつきましては、3款、1項、1目。繰入金、一般会計繰入金で、242万5,000円の繰り入れ増額を行います。これは、歳出で申し上げますけれども、歳出の中で公債費として繰上償還をいたしましたけれども、その中で若干組み替えの中で財源が不足いたしましたことから、繰入金の増額となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。歳出、10ページでございます。

3款、1項、それぞれ元金と利子でございますが、土地の売り払い収入が見込めないということで、それぞれ減額。元金につきましては、6,178万5,000円の減、利息につきましては22万6,000円の減を行っております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号

○議長（川田保則君）

日程第13、議案第14号 平成27年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

それでは、議案第14号 平成27年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、平成27年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）。第2条、平成27年度波佐見町上水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款. 水道事業収益、補正額、101万2,000円の増で、補正後が2億8,665万4,000円となります。

支出。第1款. 水道事業費用、補正額、71万9,000円の増で、補正後が2億6,911万6,000円となります。

次に、資本的収入及び支出の補正。第3条、平成27年度波佐見町上水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書きを改める。

（資本的収入額が資本的支出に対する不足する1億601万9,000円は、過年度分損益勘定留保財源資金1億601万9,000円で補てんするものとする。）

収入。第1款. 資本的収入。補正580万の増で、補正後4,230万。

支出。第1款. 資本的支出。これについては、補正はありません。

今回、決算見込みによる工事負担金の増による補正額が主なものとなっております。

7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について。

収入。1款、1項、3目. その他の営業収益。88万の増で、補正後が256万1,000円となります。給水件数60件の増によるものです。

8ページをお願いします。

支出について、主なものとして、第1款、1項、4目。総係費補正費が71万9,000円の増で、6,226万9,000円となります。内訳は、説明欄のほうに書いております。

次の9ページをお願いいたします。

収入。1款、2項、1目。工事負担金。補正が580万の増で、730万となります。これは、土地区画整理事業の工事負担金に当たるもので、西ノ原の旧講堂前の町道に入とった水道管の入替工事を行っております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号 平成27年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14～20 議案第28～34号

○議長（川田保則君）

日程第14. 議案第28号 波佐見町道路線の認定についてから、日程第20. 議案第34号波佐見町道路線の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、議案第28号につきまして説明をさせていただきます。

波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定路線は、主要地方道佐世保嬉野線と接続し、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため、認定するものでございます。

次のページ、別紙をお願いいたします。

認定する路線。

整理番号、462号。

路線名、曲り田線。

起点、波佐見町稗木場郷から、終点、波佐見町稗木場郷まで。

主要な経過地はございません。

次の図面をごらんください。

まず、主要地方道佐世保嬉野線を起点といたしまして、ここが字曲田337の8番地先となっております。これから約92メートルの延長でございまして、幅員が6メートル、終点が曲田の339の18となっております。終点側に公園と展開広場がございます。現在、アパート3棟等が建って、かなりの数の住居の方がいらっしゃっております。

続きまして、議案29号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定の路線は、主要地方道佐世保嬉野線と町道下ノ名線を結び、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

次のページをごらんください。

別紙です。

認定する路線。

整理番号、463。

路線名、下ノ名2号線。

起点、波佐見町村木郷から、終点、波佐見町村木郷まで。

重要な経過地はございません。

次の図面をごらんくださいませ。

鹿山飛瀬から村木までに主要地方道佐世保嬉野線が新たに開通をいたしましたけれども、そのところで、現在筒井商店のところがございますけれども、その横に県道から下ノ名線につなぐ約53メートルの路線でございます。幅員は6メートルございます。起点側が、下ノ名2264の1番地先から、終点が下ノ名2265の1番地となっております。

続きまして、議案第30号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定の路線は、主要地方道佐世保嬉野線と接続し、地元企業の進出も予定されており、産業・経済の活性化に寄与するなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙。

認定する路線。

整理番号、464。

路線名、下ノ名3号線。

起点、波佐見町村木郷から、終点、波佐見町村木郷まで。

主要な経過地ございません。

続きまして、図面のほうをお願いいたします。

先ほど、下ノ名2号線のところを反対側に上る路線になりますけれども、県道から終点まででございますけれども、延長が約108メートルでございます。幅員につきましては、広いところで6メートル、狭いところで4メートルございます。起点側が根比の2293番地先、それから終点側が根比の2314の2番地先となっております。

続きまして、議案第31号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定の路線は、主要地方道佐世保嬉野線と町道向原田線を結び、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線。

整理番号、465。

路線名、向原田西ノ原線。

起点、波佐見町宿郷から、終点、波佐見町宿郷まで。

重要な経過地はございません。

次のページをごらんください。

ちょうど八島の交差点から役場側に100メートルぐらい来たところがございますけれども、起点を県道側としまして、字西ノ原238の12番地先から、終点西ノ原217の1番地先までの約50メートルとなっております。幅員は4メートルから5メートルとなっております。

続きまして、議案32号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございますけれども、今回の認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線。

整理番号、466。

路線名、・畑1号線。

起点、波佐見町宿郷から、終点、波佐見町宿郷まで。

主要な経過地はございません。

次のページの図面をごらんください。

起点は、町道猪狩線を起点といたしまして、終点側は町道茅地ケ原線までの約195メートルとなっております。開発道路部分につきましては、幅員が6メートルでございますけれども、そこから接続する分につきましては、狭いところで3メートルとなっております。起点側の字が字・畑836の19番地先、それから終点側が茅地ケ原473の1番地先となっております。

続きまして、議案33号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

認定する路線。

整理番号、467号。

路線名、・畑2号線。

起点、波佐見町宿郷から、終点、波佐見町宿郷まで。

重要な経過地はございません。

次の位置図をごらんください。

起点側は、町道猪狩線から、終点は行きどまりとなりますけれども、行きどまりのところに展開広場がございます。開発道路でございますので、幅員が6メートル、延長が120メートルとなっております。

続きまして、議案第34号 波佐見町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、波佐見町道路線を別紙のとおり認定する。

提案理由でございます。

今回の認定予定の路線は、開発団地内に位置する道路であり、地域内の生活道路として利用されるなど公共性が高いため認定するものでございます。

別紙。

認定する路線。

整理番号、468。

路線名、下フルコ線。

起点、波佐見町宿郷から、終点、波佐見町宿郷まで。

重要な経過地はございません。

位置図をごらんくださいませ。

起点側は、町道狩立線から終点側、町道猪狩線までの約162メートル、幅員が6メートルとなっております。ここは、字名が下フルコの399の20番地先から、下フルコの399の5番地先となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川田保則君）

お諮りします。ただいま議題となりました議案第28号 波佐見町道路線の認定についてから、議案第34号 波佐見町道路線の認定についてまでの7件は、産業厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第34号までの7件は産業厚生委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れでございました。

午後3時53分 散会